

○厚生労働省令第二十号

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）並びに公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十六年政令第七十三号）及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）の施行に伴い、並びに関係法律及び関係政令の規定に基づき、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令を次のように定める。

平成二十六年三月二十四日

厚生労働大臣 田村 憲久

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令

目次

第一章 関係省令の整備等（第一条―第十五条）

第二章 経過措置（第十六条―第六十五条）

附則

第一章 関係省令の整備等

（厚生年金基金規則の廃止）

第一条 厚生年金基金規則（昭和四十一年厚生省令第三十四号）は、廃止する。

（確定給付企業年金法施行規則の一部改正）

第二条 確定給付企業年金法施行規則（平成十四年厚生労働省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七章 確定給付企業年金間の移行等（第八十七条の二―第九十六条）」を「第七章 確定給付企業年金間の移行等（第八十七条の二―第九十六条）」を

第七章の二 確

定給付企業年金間の移行等（第八十七条の二―第九十六条）

に改め、「による中

定給付企業年金から確定拠出年金への移行等（第九十六条の二―第九十六条の四）」

途脱退者等に係る措置」を削り、「第百四条の九」を「第百四条の二十六」に、「第百二十二条の二」を

「第二百二十二条」に改め、「第十一章 他の年金制度との間の移行等（第二百二十三条―第四百三十三条）」を削る。

第一条中「第一条第一項」を「第一条」に改め、第三号及び第四号を削る。

第四条第一項第六号中「厚生年金基金の規約（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第百十条第一項に規定する規約をいう。以下同じ。）その他」を削り、同条第三項中「前項」を「第一項」に、「給付に要する費用の予想額の現価に相当する額」を「数理債務の額（給付に要する費用の予想額の現価に相当する額から標準掛金額の予想額の現価に相当する額を控除した額をいう。以下同じ。）」に改め、「下回らない」の下に「ことが確実に見込まれるもの（以下「受託保証型確定給付企業年金」という。）であつて、加入者又は加入者であつた者が存在しない」を加え、「受託保証型確定給付企業年金」を「閉鎖型受託保証型確定給付企業年金」に改め、「第一項第三号」の下に「第五号及び第六号」を加える。

第五条第三号中「により規約型企業年金」の下に「（同項に規定する規約型企業年金をいう。以下同じ。）」を加え、「若しくは第八十一条第二項」を「又は第八十一条第二項」に改め、「又は法第百十条の

二第三項若しくは第百十一条第二項の規定により事業主が厚生年金基金の加入員及び加入員であつた者に係る給付の支給に関する権利義務を承継する場合」を削り、同条第四号中「第百十七条第一項」を「第十二条の二第一項」に改める。

第七条第一項中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、同項第八号中「、第五号及び第六号」を「から第六号まで」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号を同項第八号とし、同項第六号中「、法第八十一条の二」を「並びに法第八十一条の二」に改め、「並びに法第百十条の二及び法第百十五条の三に規定する厚生年金基金」を削り、同号を同項第七号とし、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号中「場合及び第七号」を「場合（前号に掲げる事項の変更に伴い同条第六号に掲げる事項を変更する場合を除く。）及び第八号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 法第四条第五号に掲げる事項（労働協約等の変更により法第二十七条の規定による加入者の資格の喪失の時期が変更になる場合その他の給付の設計の軽微な変更（給付の額の減額に係る場合を除く。）に限る。）

第七条第二項第四号中「前項第十号」を「前項第十一号」に改める。

第八条第一項第三号中「厚生年金基金の規約その他」を削り、同項第五号中「第五十条第五号」を「第五十条第四号」に改め、同項第八号中「第一百七十七条第一項」を「第八十二条の二第一項」に改める。

第十条第二号中「」の下に「名称の変更、」を加え、同条第三号中「市町村の」の下に「名称の変更、」を加え、同条第四号中「第七条第一項第七号」を「第七条第一項第八号」に改め、同条第五号中「第七条第一項第十号」を「第七条第一項第十一号」に改める。

第十一条各号列記以外の部分中「基金」を「企業年金基金（以下「基金」という。）」に改める。

第十二条第二号中「、法第七十九条第二項」を「又は法第七十九条第二項」に改め、「、法第一百条の二第三項の規定により基金が厚生年金基金の加入員及び加入員であった者に係る給付の支給に関する権利義務を承継する場合又は法第一百十二条第四項の規定により基金が厚生年金基金の権利義務を承継する場合」を削る。

第十五条第二号中「第二条第六号」を「第二条第二号から第四号まで及び第六号」に改め、同条第三号中「第七号」を「第八号」に、「第九号及び第十号」を「第十号及び第十一号」に改める。

第十八条第一号中「市町村の」の下に「名称の変更、」を加え、同条第三号中「市町村の」の下に「名

称の変更、」を加え、「第七号及び第十号」を「第八号及び第十一号」に改める。

第二十三条第三号中「第九十一条の二第一項」を「第九十一条の十九第一項」に、「厚生年金保険法第百四十九条第一項」を「法第九十一条の二第一項」に改める。

第二十六条第三項第一号に次のただし書を加える。

ただし、令第二十四条第一項第三号に掲げる給付の額の算定方法を用いて同条第三項の年金として支給される給付の額の改定を行う場合その他これに類する場合にあつては、零を下回らないものとすることができる。

第二十六条第三項第二号に次のただし書を加える。

ただし、予定死亡率を当該確定給付企業年金の加入者等及びその遺族の死亡の実績及び予測に基づき合理的に定めたものとするを規約に定めた場合にあつては、当該合理的に定めたものとするることができる。

第二十九条第一項第四号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

### 三 積立金の運用利回りの実績

第二十九条第一項に次のただし書を加える。

ただし、同条第一項第三号に掲げる給付の額の算定方法を用いて給付の額を計算する場合にあつては、次の各号のいずれの率に基づき再評価を行う場合でも、当該再評価後の累計額が、当該再評価を行わなかつた場合の累計額を下回つてはならない。

第二十九条第二項を削る。

第三十二条の二中「、第百十五条の三第二項若しくは第百十五条の四第二項又は厚生年金保険法第百六十五条の二第二項」を「又は第九十一条の二十六第二項」に、「若しくは積立金又は厚生年金基金脱退一時金相当額（令第二条第四号に規定する厚生年金基金脱退一時金相当額（令第二条第四号に規定する厚生年金基金脱退一時金相当額をいう。以下同じ。）若しくは同法第百六十五条第五項に規定する年金給付等積立金」を「又は積立金」に改める。

第四十六条第五項第一号中「（給付に要する費用の額の予想額の現価に相当する額から標準掛金額の予想額の現価に相当する額を控除した額をいう。以下同じ。）」を削る。

第四十九条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第五十条中第四号を削り、同条第五号ハ中「若しくは第二項又は法第百七条第一項」を「又は第二項」に改め、同号を同条第四号とする。

第五十一条中「第七条第一項第四号」を「第七条第一項第五号」に改める。

第五十二条本文中「確定給付企業年金」の下に「（受託保証型確定給付企業年金を除く。）」を加え、同条ただし書を削り、同条に次の二項を加える。

2 受託保証型確定給付企業年金（閉鎖型受託保証型確定給付企業年金を除く。）の掛金の額は、第四十

三条の規定にかかわらず、契約者価額の計算に用いる予定利率及び予定死亡率を用い、前項第一号、第五号及び第六号に規定するところにより計算することができる。

3 閉鎖型受託保証型確定給付企業年金の掛金の額は、第四十三条の規定にかかわらず、契約者価額の計算に用いる予定利率及び予定死亡率を用い、第一項第一号及び第四号から第六号までに規定するところにより計算することができる。

第五十九条第一項に後段として次のように加える。

この場合において、第四十六条第一項第四号の規定により特別掛金額を計算している場合は、翌事業



年度における掛金の額に代えて、翌々事業年度における掛金の額又は同項第一号の規定に基づき特別掛金額を計算するものとした場合の翌々事業年度における掛金の額を用いて算定することができる。

第六十五条ただし書中「当該確定給付企業年金が」を削り、「数理債務の額とする」を「数理債務の額に基づき合理的に計算した額とする」に改める。

第八十七条の二第二項中「又は法第一百七十七条第一項の規定」を「の規定」に、「法第七十九条第一項又は法第一百七十七条第一項の政令」を「同項の政令」に、「法第七十九条第三項又は法第一百七十七条第四項」を「同条第三項」に改める。

第八十九条の五第一項中「この項、第四百四条の四第一項及び第四百四十二条第一項において」を削る。

第九十条第二項中「、第八十一条第五項、第一百七十七条第五項、第一百八条第五項及び第一百一十一条第五項」を「及び第八十一条第五項」に改める。

第九十四条第二項第六号及び第五項中「第五十条第五号ハ」を「第五十条第四号ハ」に改め、同条第七項中「及び令第七十三条第八項から第十一項まで」を削る。

第七章の次に次の一章を加える

第七章の二 確定給付企業年金から確定拠出年金への移行等

(資産の移換をする場合の掛金の一括拠出に係る積立金の算定方法)

第九十六条の二 令第五十四条の四に規定する厚生労働省令で定める方法は、第八十七条の二第一項各号に掲げる方法とする。この場合において、同項中「分割」とあるのは「移換」と、「移換先確定給付企業年金」とあるのは「実施事業所の事業主が実施する企業型年金の資産管理機関」と読み替えるものとする。

(脱退一時金相当額の確定拠出年金への移換の申出等)

第九十六条の三 法第八十二条の三第一項の規定による脱退一時金相当額の移換の申出があつたときは、当該申出を受けた事業主等は、当該中途脱退者に係る次の各号に掲げる事項を記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスクを、企業型記録関連運営管理機関等（確定拠出年金法第十七条に規定する企業型記録関連運営管理機関等をいう。第百四条の二十三第一項において同じ。）又は国民年金基金連合会（確定拠出年金法第二条第五項に規定する連合会をいう。以下同じ。）に提出するものとする。

一 氏名、性別、生年月日及び基礎年金番号

二 脱退一時金相当額及びその算定の基礎となった期間の開始日及び終了日

2 法第八十二条の三第四項の規定による通知は、次の各号に掲げる事項を記載した通知書を当該中途脱退者に送付することによって行うものとする。

一 企業型年金の資産管理機関又は国民年金基金連合会が脱退一時金相当額の移換を受けた年月日及びその額

二 確定拠出年金法第五十四条の二第二項又は第七十四条の二第二項の規定により通算加入者等期間（同法第三十三条第一項（同法第七十三条において準用する場合を含む。）の通算加入者等期間をいう。第四百条の二十三第二項において同じ。）に算入される期間

（中途脱退者等への事業主等の説明義務）

第九十六条の四 令第五十四条の七の規定により、事業主等が資格喪失者に脱退一時金相当額の移換に關して必要な事項については説明するときは、当該資格喪失者の脱退一時金相当額その他脱退一時金相当額の移換に係る判断に資する必要な事項を説明しなければならない。

第九十七条第一項第四号及び第九十八条第五号中「第百十七条第四項」を「第八十二条の二第四項」に

、「第九十条第二項」を「第五十四条の三第二項」に改める。

第八章の二の章名を次のように改める。

第八章の二 企業年金連合会

第百四条の八の表以外の部分中「第三十条」を「第十九条の規定は連合会の理事長の就任等について、第二十条の規定は連合会が行う会議録の謄本等の添付について、第三十条」に、「第九十一条の二第三項、第九十一条の三第三項及び第九十一条の四第三項」を「第九十一条の十九第三項、第九十一条の二十第三項及び第九十一条の二十一第三項」に改め、「運用について」の下に「、第九十八条（第四号及び第五号を除く。）及び第百条から第百三条までの規定は連合会の解散及び清算について、第百十条第三項、第百四項及び第六項、第百十一条第一項、第百十二条、第百十四条並びに第百十五条の規定は連合会の財務及び会計について」を加え、同条の表第三十条の項中「第六十五条の四」を「第六十五条の十六」に改め、同項の前に次のように加える。

第十九条	地方厚生局長等	厚生労働大臣
	第二十二條第一項	第九十一条の十三

<p>第二十条第一項</p>	<p>厚生労働大臣若しくは地方厚生局長等</p>	<p>厚生労働大臣</p>
<p>第二十条第二項</p>	<p>令第十二条第四項</p>	<p>法第九十一条の十一第二項</p>
<p>代議員会</p>	<p>評議員会</p>	<p>地方厚生局長等に</p>
	<p>厚生労働大臣に</p>	

第四百四条の八の表第三十二条の二の項中「、第百十五条の三第二項若しくは第百十五条の四第二項又は厚生年金保険法第六十五条の二第二項」を「又は第九十六条の二十六第二項」に、「第九十一条の二第二項、第九十一条の三第二項、第九十一条の四第二項又は第九十一条の五第二項」を「第九十一条の十九第二項、第九十一条の二十第二項、第九十一条の二十一第二項又は第九十一条の二十二第二項」に、「若しくは積立金又は厚生年金基金脱退一時金相当額（令第二条第四号に規定する厚生年金基金脱退一時金相当額をいう。以下同じ。）若しくは同法第六十五条第五項に規定する年金給付等積立金」を「又は積立金」に、「第九十一条の三第一項に」を「第九十一条の二十第一項に」に、「者に事業主等（規約型企業年金の事業主及び基金をいう。以下同じ。）が」を「者に事業主等が」に、「第九十一条の三第一項、第

九十一条の四第一項及び第九十一条の五第一項」を「第九十一条の二十第一項、第九十一条の二十一第一項及び第九十一条の二十二第一項」に改め、同表第三十三条第一項の項中「第九十一条の六第一項」を「第九十一条の二十三第一項」に改め、同表第三十三条第三項の項中「第九十一条の二第三項、第九十一条の三第三項又は第九十一条の四第三項」を「第九十一条の十九第三項、第九十一条の二十第三項又は第九十一条の二十一第三項」に、「第九十一条の七」を「第九十一条の二十四」に改め、同表第三十三条第三項第二号の項中「第九十一条の七」を「第九十一条の二十四」に改め、同表第三十四条の項中「第六十五条の四」を「第六十五条の十六」に、「第百四条の八」を「第百四条の二十一」に改め、同表第三十四条第二号の項中「第九十一条の七」を「第九十一条の二十四」に改め、同表第三十五条の項中「第六十五条の四」を「第六十五条の十六」に、「第百四条の八」を「第百四条の二十一」に改め、同表第三十六条の項中「第九十一条の六第一項」を「第九十一条の二十三第一項」に改め、同表第六十七条の項及び第七十条の項中「第六十五条の四」を「第六十五条の十六」に改め、同表第七十二条の項中「第六十五条の四」を「第六十五条の十六」に、「第百四条の九の規定により読み替えて適用する厚生年金基金規則（昭和四十一年厚生省令第三十四号）第七十四条において準用する同令第四十四条の二の規定により厚生年金基

金基本年金経理若しくは厚生年金基金加算年金経理又は確定給付企業年金経理から福祉施設経理又は業務経理へ繰り入れることとした額、厚生年金保険法第百五十九条第七項」を「第百四条の二十一において準用する第百十一条第一項の規定により年金経理から福祉事業経理又は業務経理へ繰り入れることとした額、法第九十一条の十八第七項」に改め、同表第七十三条の項、第七十四条第一項の項、第七十四条第一項第一号の項及び第七十四条第一項第二号の項中「第六十五条の四」を「第六十五条の十六」に改め、同表第七十四條第二項の項中「第百四条の八」を「第百四条の二十一」に改め、同表第七十五条の項、第七十六条の項、第七十七条の項、第七十八条の項、第七十九条の項、第八十条の項、第八十一条第一項の項及び第八十一条第一項第二号の項中「第六十五条の四」を「第六十五条の十六」に改め、同表第八十一条第二項の項中「第百四条の八」を「第百四条の二十一」に改め、同表第八十三条第一項の項中「第六十五条の四」を「第六十五条の十六」に改め、同表第八十三条第一項第三号の項及び第八十三条第二項の項中「第九十一条の七」を「第九十一条の二十四」に改め、同表第八十三条第三項の項中「第百四条の八」を「第百四条の二十一」に改め、同表第八十三条

第四項の項中「第六十五条の四」を「第六十五条の十六」に改め、同表第八十四条第一項の項中「第八十四条第一項」を「第八十四条第一項各号列記以外の部分」に改め、同表第八十四条第一項第一号の項及び第八十四条第二項の項中「第九十一条の七」を「第九十一条の二十四」に改め、同表第八十五条の項の次に次のように加える。

第九十八条	第八十五条第一項	第九十一条の二十九第二項
第百条	第六十条	第六十五条の十六において準用する令第六十条
	地方厚生局長等	厚生労働大臣
基金	積立金の額並びに当該時点を法第六十条第三項の事業年度の末日とみなして同項の規定に基づき算定した最低積立基準額及びその算定の基礎	連合会
積立金の額		積立金の額



第百一条第一項	第六十一条	第六十五条の十六において準用する令第六十一条
第百一条第二項	第六十一条 第六十三条第一項	第六十五条の十六において準用する令第六十一条 第六十五条の十六において準用する令第六十三条 第一項
第百二条	地方厚生局長等 事業主等（事業主の死亡により規約型企業年金が終了する場合にあつては、その相続人） 地方厚生局長等	厚生労働大臣 連合会
第百三条	第六十三条第一項 地方厚生局長等	第六十五条の十六において準用する令第六十三条 第一項 厚生労働大臣

<p>第一百十条第三項</p>	<p>及び業務経理</p>	<p>、支払保証経理、福祉事業経理、共済経理及び業務経理</p>
<p>第一百十条第四項</p>	<p>業務経理</p>	<p>支払保証経理は法第九十一条の十八第四項第一号に規定する事業に関する取引を経理するものとし、福祉事業経理は同条第五項に規定する業務に関する取引を経理するものとし、共済経理は会員及び連合会の職員に係る共済事業並びに連合会の職員の退職年金事業に関する取引を経理するものとし、業務経理</p>
<p>第一百十条第六項</p>	<p>においては、資産勘定、負債勘定、基本金勘定、費用勘定及び収益勘定を設けて取引を経理するものとする</p>	<p>おける勘定区分及び勘定科目は、厚生労働大臣が定めるところによる</p>

<p>第百十一条第一 項</p>	<p>ときは</p>	<p>額であつて、将来にわたり財政の健全な運営を維持することができるとして厚生労働大臣の定めるところにより算出した額を上回るときは</p>
<p>第百十二条第三 項</p>	<p>業務経理</p> <p>財政再計算の計算基準日において別途積立金がある場合に あつては、 できる</p>	<p>福祉事業経理又は業務経理</p> <p>別途積立金は、前項の規定により取り崩すほか、 厚生労働大臣の定めるところにより</p> <p>できる。この場合において、別途積立金の取り崩しの処分を示した書類を厚生労働大臣に提出しなければならぬ</p>
<p>第百十四 条</p>	<p>第七十 条</p>	<p>第六十五 条の十六 において 準用する 令第七十 条</p>
<p>第百十五 条</p>	<p>第七十一 条ただし 書</p>	<p>第六十五 条の十六 において 準用する 令第七十 一条 ただし書</p>

第四百条の九を削り、第八章の二中第四百条の八を第四百条の二十一とし、同条の次に次の五条を加える。

（積立金の確定給付企業年金への移換の申出等）

第四百条の二十二 法第九十一条の二十六第一項の規定による積立金の移換の申出があつたときは、連合会は、当該中途脱退者等（同項に規定する中途脱退者等をいう。以下同じ。）に係る次の各号に掲げる事項を記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスクを、事業主等に提出するものとする。

一 氏名、性別、生年月日及び基礎年金番号

二 積立金の額（第四百条の十五又は第四百条の十八第一項の規定により本人拠出相当額を記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスクの提出を受けている場合にあつては、当該本人拠出相当額の合計額を含む。）

三 第四百条の十五第二号に掲げる脱退一時金相当額の算定の基礎となつた期間又は第四百条の十八第一項第二号に掲げる終了した確定給付企業年金の加入者期間（次条第一項第三号において「算定基礎期間等」という。）

2 法第九十一条の二十六第五項の規定による通知は、次の各号に掲げる事項を記載した通知書を当該中途退者等に送付することによって行うものとする。

一 資産管理運用機関等が積立金の移換を受けた年月日及びその額

二 令第六十五条の二十一の規定により確定給付企業年金の加入者期間に算入される期間

(積立金の確定拠出年金への移換の申出等)

第四百四条の二十三 法第九十一条の二十七第一項の規定による積立金の移換の申出があったときは、連合会は、当該中途退者等に係る次の各号に掲げる事項を記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスクを、企業型記録関連運営管理機関等又は国民年金基金連合会に提出するものとする。

一 氏名、性別、生年月日及び基礎年金番号

二 積立金の額

三 算定基礎期間等の開始日及び終了日

2 法第九十一条の二十七第四項の規定による通知は、次の各号に掲げる事項を記載した通知書を当該中途退者等に送付することによって行うものとする。

- 一 企業型年金の資産管理機関又は国民年金基金連合会が積立金の移換を受けた年月日及びその額
- 二 確定拠出年金法第五十四条の二第二項又は第七十四条の二第二項の規定により通算加入者等期間に算入される期間

（連合会から移換する積立金の額）

第四百四条の二十四 連合会が法第九十一条の二十六第二項又は第九十一条の二十七第二項の規定により資産管理運用機関等又は企業型年金の資産管理機関若しくは国民年金基金連合会に移換する積立金の額は、次の各号に掲げる額のいずれか高い額とする。

- 一 連合会の規約で定める方法により計算した額
- 二 連合会が移換を受けた当該中途脱退者等に係る脱退一時金相当額又は残余財産の額（当該中途脱退者等の給付に充てる部分に限る。）

（脱退一時金相当額の算定の基礎となった期間等の一部を老齢年金給付の額の算定の基礎として用いる際の算定方法）

第四百四条の二十五 令第六十五条の二十一の規定により、同条に規定する期間（以下この条において「算

定基礎期間等」という。)を当該中途脱退者等に係る加入者期間に算入するときは、次の各号に掲げる要件を満たす算定方法によらなければならない。

一 確定給付企業年金の規約に照らして当該移換された積立金の額の算定の基礎となる期間を算定すること。ただし、算定された期間が算定基礎期間等を超える場合にあつては、当該算定基礎期間等とすること。

二 算定基礎期間等を合算しないこととする場合にあつては、確定給付企業年金の加入者であつた期間が一年未満である者に限り、その旨を規約で定めること。

三 その他当該中途脱退者等について不当に差別的なものでなく合理的な計算方法であると認められること。

(中途脱退者等への事業主等の説明義務)

第四百四条の二十六 令第六十五条の二十二の規定により、事業主等が加入者の資格を取得した者に積立金の移換に関して必要な事項については説明するときは、次の各号に掲げる事項を説明しなければならない。

一 令第六十五条の二十第一項の規定による積立金の移換の申出の期限及び当該申出の手続

二 令第六十五条の二十一の規定により加入者期間に算入する期間及びその算定方法

三 前条第二号の規約を定めている場合にあつては、その旨及びその概要

四 その他積立金の移換に係る判断に資する必要な事項

第四百四条の七第三項中「第九十一条の五第三項」を「第九十一条の二十二第三項」に改め、同項第二号中「第九十一条の五第五項」を「第九十一条の二十二第五項」に、「第九十一条の五第六項」を「第九十一条の二十二第六項」に改め、同条を第四百四条の十九とし、同条の次に次の一条を加える。

(中途脱退者等に関する原簿)

第四百四条の二十 令第六十五条の十六において準用する令第二十条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 氏名、性別、生年月日及び住所

二 脱退一時金相当額又は残余財産を連合会に移換した資産管理運用機関等に係る事業主の名称及び規約番号(基金型企業年金である場合にあつては、当該企業年金基金の名称及び基金番号)

三 脱退一時金相当額の算定の基礎となった期間又は終了した確定給付企業年金の加入者の資格の取得



及び喪失の年月日

四 基礎年金番号

五 法第九十一条の十九第二項の規定により連合会が脱退一時金相当額の移換を受けている場合にあつては、当該移換を受けた年月日及びその額

六 中途脱退者が負担した掛金がある場合にあつては、本人拠出相当額

七 法第九十一条の二十第二項の規定により連合会が残余財産の移換を受けている場合にあつては、当該移換を受けた年月日及びその額

八 法第九十一条の二十一第二項又は第九十一条の二十二第二項の規定により残余財産の移換を受けている場合にあつては、当該移換を受けた年月日及びその額

第四百四条の六第一項中「第九十一条の三第一項」を「第九十一条の二十第一項」に改め、同条第二項中「第九十一条の四第一項又は第九十一条の五第一項」を「第九十一条の二十一第一項又は第九十一条の二十二第一項」に、「第九十一条の三第一項」を「第九十一条の二十第一項」に改め、同条を第四百四条の十とす。

第四百条の五第一項中「第九十一条の二第五項」を「第九十一条の十九第五項」に改め、同条第二項中「第九十一条の三第五項（法第九十一条の四第四項及び第九十一条の五第七項）を「第九十一条の二十第五項（法第九十一条の二十一第四項及び第九十一条の二十二第七項）に改め、同項第一号中「第九十一条の三第一項」を「第九十一条の二十第一項」に改め、同条第三項中「第九十一条の二第六項（法第九十一条の三第六項、第九十一条の四第五項及び第九十一条の五第八項）を「第九十一条の十九第六項（法第九十一条の二十第六項、第九十一条の二十一第五項及び第九十一条の二十二第八項）に改め、同条を第四百条の十七とする。

第四百条の四第一項中「第六十五条の七第一項」を「第六十五条の十九第一項」に改め、同条第二項中「第六十五条の七第二項」を「第六十五条の十九第二項」に、「第六十五条の五第一項」を「第六十五条の十七第一項」に改め、同条を第四百条の十六とする。

第四百条の三中「第九十一条の二第一項」を「第九十一条の十九第一項」に改め、同条を第四百条の十五とする。

第四百条の二中「第六十五条の二」を「第六十五条の十四」に、「第九十一条の三第一項、第九十一条

の四第一項及び第九十一条の五第一項」を「第九十一条の二十第一項、第九十一条の二十一第一項及び第九十一条の二十二第一項」に、「第四百四条の五第二項」を「第四百四条の十七第二項」に改め、同条を第四百四条の十四とし、第八章の二中同条の前に次の十二条を加える。

（設立の認可の申請）

第四百四条の二 法第九十一条の七第一項の規定による連合会の設立の認可の申請は、申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて、厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。

一 規約

二 法第九十一条の六第五項に規定する設立の同意を申し出た者の氏名及び住所を記載した書類

三 創立総会の会議録

（規約の変更の認可の申請）

第四百四条の三 法第九十一条の八第二項において準用する法第十六条第一項の規定による規約の変更の認可の申請は、変更の内容及び理由を記載した申請書に、法第九十一条の八第一項第六号に掲げる年金給付及び一時金の額の変更に係る規約の認可の申請は、当該年金給付及び一時金の額の算定の方法を示した書

類を添えて、厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。

（規約の軽微な変更の届出）

第四百四条の四 法第九十一条の八第二項において準用する法第十七条第一項の規定による規約の変更の届出は、変更の内容及び理由を記載した届書を厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。

（理事の禁止行為）

第四百四条の五 法第九十一条の十五第一項に規定する厚生労働省令で定める行為は、次のとおりとする。

- 一 自己又は連合会以外の第三者の利益を図る目的をもって、法第九十一条の二十四の規定において準用する法第六十六条第一項、第二項、第四項及び第五項に規定する契約を締結すること。
- 二 自己又は連合会以外の第三者の利益を図る目的をもって、積立金の運用に関し特定の方法を指図すること。
- 三 特別の利益の供与を受けて、積立金の管理及び運用に関する契約を締結すること。

（年金給付及び一時金の確保事業の認可の申請）

第四百四条の六 法第九十一条の十八第四項ただし書の規定による認可の申請は、拠出金の額その他事業の

概要を記載した申請書を厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。

2 前項の申請書には、拠出金の算出の基礎を示した書類を添えなければならない。

(予算の認可)

第百四条の七 連合会は、令第六十五条の十二の規定により毎事業年度の予算の認可を受けようとするときは、当該予算に、予算作成の基礎となった事業計画の概要を示した書類を添えて、事業年度開始の一月前までに、厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 前項の予算は、予算総則、予定損益計算書及び予定貸借対照表に区分して作成するものとする。

3 前項の予定損益計算書には、前々事業年度における実績を基礎とし、前事業年度及び当該事業年度における推計を表示しなければならない。

4 第二項の予定貸借対照表には、前々事業年度の末日における貸借対照表を基礎とし、前事業年度及び当該事業年度の末日における推計を表示しなければならない。

5 連合会は、令第六十五条の十二第一項の規定により予算の変更の認可を受けようとするときは、変更の内容及び理由を記載した申請書に、当該変更に係る事業計画の変更の内容を示した書類を添えて、厚

生労働大臣に提出しなければならない。

6 連合会は、第百四条の二十一において準用する第百十一条第一項の規定による繰入れを行おうとするときは、第一項の予算又は前項の予算の変更の内容及び理由を記載した申請書に、当該繰入れの計画を示した書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

7 連合会の事業開始の初年度の予算の認可の申請は、第一項の規定にかかわらず、設立の認可の申請と同時に行わなければならない。

(財務諸表等の提出)

第百四条の八 連合会は、令第六十五条の十三第一項の規定により貸借対照表、損益計算書及び同項の業務報告書を厚生労働大臣に提出する場合には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

- 一 責任準備金の額の明細を示した書類及び支払保証經理に係る書類
- 二 支払備金の額の計算の明細を示した書類
- 三 未収徴収金の明細を示した書類
- 四 年金經理において決算上生じた剰余金又は不足金の処理の方法を示した書類

(閲覧期間)

第四百条の九 令第六十五条の十三第二項の厚生労働省令で定める期間は、五年とする。

(業務報告書)

第四百条の十 令第六十五条の十三第一項の業務報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 業務内容、事務所の所在地、沿革、設立の根拠となる法律が法である旨、主管省庁が厚生労働省である旨その他の連合会の概要

二 役員の数並びに各役員の氏名、役職、任期及び経歴

三 当該事業年度末及び前事業年度末における職員の定数及び当該事業年度におけるその増減

四 当該事業年度及び過去三事業年度以上の事業年度における業務の実施状況（借入金があるときはその借入先、借入れに係る目的及び金額を含む。）

五 連合会が議決権の過半数を実質的に所有している会社（連合会及び当該会社又は当該会社が他の会社の議決権の過半数を実質的に所有している場合における当該他の会社を含む。以下この条及び第四百条の十二において「子会社」という。）及び連合会（連合会が子会社を有する場合には、当該子会

社を含む。)が議決権の百分の二十以上、百分の五十以下を実質的に所有し、かつ、連合会が人事、資金、技術、取引等の関係を通じて財務及び事業の方針に対して重要な影響を与えることができる会社(以下この条及び第百四条の十二において「関連会社」という。)の名称、事務所の所在地、資本金の金額、事業内容、役員の数、代表者の氏名、従業員数、連合会又は子会社の持株比率及び連合会との関係

六 連合会の業務の一部の委託を受け、又は連合会の業務に関連する事業を行っている一般社団法人又は一般財団法人その他の団体(会社を除く。)であつて、連合会が出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて財務及び事業の方針に係る決定を支配し、又はそれらに対して重要な影響を与えることができるもの(次号及び第百四条の十二第七号ハにおいて「関連一般社団法人等」という。)の名称、事務所の所在地、基本財産(基本財産に相当するものを含む。)を有するときはその額、事業内容、役員の数、代表者の氏名、職員数及び連合会との関係

七 連合会と子会社、関連会社及び関連一般社団法人等との関係の概要(当該関係を示す系統図を含む。)

八 連合会が対処すべき課題



第四百条の十一 連合会は、毎年三月、六月、九月及び十二月の末日における各四半期ごとの業務についての報告書を一通を作成し、それぞれ翌月十五日までに、厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、連合会は、毎事業年度、積立金の管理運用業務についての報告書を一通作成し、基本方針を添えて、翌事業年度九月三十日までに、厚生労働大臣に提出しなければならない。

(附属明細書)

第四百条の十二 令第六十五条の十三第二項の附属明細書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。  
い。

一 連合会に対する国の出資に関する事項

二 次に掲げる主な資産及び負債の明細

イ 積立金の額（責任準備金の額との比較を含む。）

ロ 支払保証経理に係る資産

ハ 支払備金に係る資産

ニ イからハまでに掲げるもののほか、主な資産及び負債の明細（次号に掲げるものを除く。）

三 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費の明細

四 子会社及び関連会社（以下この条において「関連会社等」という。）の株式であつて連合会が保有するものの明細（関連会社等の名称及び一株の金額並びに所有株数、取得価額、貸借対照表計上額並びに事業年度当初及び事業年度末におけるそれらの状況を含む。）

五 前号に掲げるもののほか、連合会が行う出資に係る出資金の明細

六 関連会社等に対する債権及び債務の明細

七 次に掲げる主な費用及び収益の明細

イ 国からの補助金等の明細（当該事業年度に国から交付を受けた補助金等の名称、当該補助金等に係る国の会計区分並びに当該補助金等と貸借対照表及び損益計算書に掲記されている関連科目との関係を含む。）

ロ 役員及び職員の給与費の明細

ハ イ及びロに掲げるもののほか、業務の特性を踏まえ重要と認められる費用及び収益の明細（関連一般社団法人等に対し基本財産への出えんその他の出えんを行っているときは、当該法人ごとの出

えん額を含む。)

(規程の届出)

第百四条の十三 連合会は、連合会が給付の支給に関する義務を負っている者又は受給権者の権利義務に関する規程を定めたときには、遅滞なく、これを厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更し、又は廃止したときも、同様とする。

第百五条第一項第三号中「厚生年金保険法第七十六条の二第二項」を「法第九十七条第二項」に改め、同条第二項第二号中「厚生年金基金規則第七十六条第一項」を「第百十六条の二第一項」に改める。

第百十六条第一項中第六号を削り、同条の次に次の一条を加える。

(年金数理人の要件等)

第百十六条の二 法第九十七条第二項に規定する厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する者であり、かつ、十分な社会的信用を有するものであることとする。

一 確定給付企業年金の年金給付の設計、掛金の額の算定等を行うために必要な知識及び経験を有する者として、公益社団法人日本アクチュアリー会が実施する試験の全科目に合格した者又は公益社団法

人日本年金数理人会が実施する試験の全科目に合格した者であり、かつ、確定給付企業年金等の年金数理に関する業務に五年以上従事した者（当該業務の責任者として当該業務に二年以上従事したものに限る。）

二 前号に規定する者と同等以上の知識及び経験を有するものと厚生労働大臣が認める者

2 厚生労働大臣は、確定給付企業年金等の年金数理に関する業務の円滑な運営を図るため、年金数理人について、次の各号に掲げる事項を記載した名簿（以下この条において「年金数理人名簿」という。）を作成するものとする。

一 年金数理人の氏名、生年月日、住所及び所属する法人の名称

二 年金数理人名簿への登載をした年月日

三 その他厚生労働大臣が定める事項

3 年金数理人名簿への登載を受けようとする者は、申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて、厚生労働大臣に提出するものとする。

一 履歴書

二 第一項第一号又は第二号に定める要件に適合することを証する書類

4 年金数理人の要件に適合すると厚生労働大臣が認めた者については、年金数理人名簿に登載するものとする。

5 厚生労働大臣は、年金数理人名簿に登載された者について、当該登載された旨を通知するものとする。

6 年金数理人は、名簿登載事項に変更があった場合は、遅滞なく厚生労働大臣に変更届を提出しなければならぬ。

7 年金数理人名簿に登載された者が、年金数理人の要件について不実の告知を行って年金数理人名簿に登載されたことが判明したときは、厚生労働大臣は、当該登載を取り消すものとする。

8 厚生労働大臣は、年金数理人名簿に登載された者が死亡したとき、抹消の申し出を行ったとき、又は第一項に規定する要件に該当しなくなったときは、当該登載の抹消を行うものとする。

第百十七条第二項中「第一号」を「第一号（閉鎖型受託保証型確定給付企業年金にあつては、「に、」を除く）」を「に限る」に、「第二号」を「及び第二号（閉鎖型受託保証型確定給付企業年金にあつては、「に、」第三号及び第四号に掲げる事項を記載することを要しない）」を「に掲げる事項に限る」

に改め、同項第四号及び第五号を削る。

第二百二十二条の二を削る。

第十一章を削る。

附則第四条中「第一条第一項」を「第一条」に改める。

附則第五条の二を次のように改める。

(連合会の年金経理から業務経理への繰り入れに係る経過措置)

第五条の二 連合会は、第百四条の二十一において準用する第百十一条第一項の規定にかかわらず、当分の間、厚生労働大臣の承認を受けたときは、年金経理から福祉事業経理又は業務経理へ繰り入れることができる。この場合において、第百四条の二十一の表第七十二条の項中「第百四条の二十一において準用する第百十一条第一項」とあるのは、「附則第五条の二」とする。

様式第一号(備考)及び様式第二号(備考)中「(回令第73条第2項において準用する場合を含む。

)」を削る。

様式第三号(表面)中「第九十条第一項」を「第九十一条第一項(第九十一条の三十一第三項において

「確定給付企業年金  
を  
実施事業所検査証・基金検査証」  
「確定給付企業年金  
を  
実施事業所検査証・基金検査証」  
企業年金連合会検査証」

に改め、同様式（裏面）中「に対し」を「又は連合会に対し」に、「確定給付企業年金の」を「その事業  
の」に、「事業主等若しくは連合会」に改める。

（確定拠出年金法施行規則の一部改正）

第三条 確定拠出年金法施行規則（平成十三年厚生労働省令第百七十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第六号中「厚生年金基金の規約又は」を削り、「企業年金制度（法第四条第一項第二号に  
規定する企業年金制度）」を「確定給付企業年金（確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第二条  
第一項に規定する確定給付企業年金）」に改める。

第五条第一項第六号中「（）」の下に「企業型年金を実施する事業主が負担する事務費、」を加え、同項

第十号中「（法第三条第三項第七号に掲げる事項に係るものを除く。）」を削り、同項に次の一号を加え  
る。

十一 法令の改正に伴う変更に係る事項（法第三条第三項第七号及び第七号の二に掲げる事項に係るもののうち実質的な変更を伴うものを除く。）

第五条第二項に次の一号を加える。

五 前項第十一号に掲げる事項

第六条第一項第五号中「企業年金制度」を「確定給付企業年金」に改め、「厚生年金基金の規約その他」を削り、同項第六号中「企業年金制度」を「確定給付企業年金」に改める。

第八条第一項第二号中「、厚生年金基金」を削る。

第十条第一項第二号中「企業年金制度」を「確定給付企業年金」に改め、同項第三号中イを削り、ロをイとし、同号ハ中「（平成十三年法律第五十号）」を削り、同号中ハをロとし、ニからトまでをハからへまでとし、同号チ中「第七十二条第二項第七号」を「第七十二条第三項第八号」に改め、同号チを同号トとし、同号リを同号チとする。

第十一条第一項中「企業年金制度」を「確定給付企業年金」に改める。

第十五条第一項第十二号中「企業年金制度」を「確定給付企業年金」に改め、「厚生年金基金、」を削



り、「厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第百四十九条第一項」を「確定給付企業年金法第九十一条の二第一項」に改める。

第二十一条第九号中「企業年金制度」を「確定給付企業年金」に改め、「厚生年金基金、」を削る。

第二十六条第一項第五号中「厚生年金保険法第百四十四条の六第四項若しくは第百六十五条の三第四項又は」を削り、「第百七十七条の二第四項若しくは第百七十七条の三第四項」を「第八十二条の三第四項又は第九十一条の二十七第四項」に改める。

第三十条第一項中第一号を削り、同項第二号中「第二十二条第一項第三号又は第四号」を「第二十二条第一項第一号又は第二号」に、「第九十二条第一項」を「第五十四条の五第一項」に改め、「及び前号に掲げる期間」を削り、同号を同項第一号とし、同項第三号中「第二十二条第一項第五号」を「第二十二条第一項第三号」に、「前二号」を「前号」に改め、同号を同項第二号とし、同条第二項第一号中「厚生年金基金脱退一時金相当額（厚生年金保険法第百四十四条の三第五項に規定する脱退一時金相当額をいう。

以下この条において同じ。）又は」及び「厚生年金基金脱退一時金相当額又は」を削り、同項第二号を削り、同項第三号中「第九十一条の二第二項」を「第九十一条の十九第二項」に、「第九十一条の三第一項

」を「第九十一条の二十第一項」に、「前二号」を「前号」に改め、同号を同項第二号とする。

第三十一条中「厚生年金基金（解散した厚生年金基金を含む。）」を削る。

第三十九条第二項第二号ニ及び第四十五条第一項第二号中「企業年金制度」を「確定給付企業年金」に  
、「加入員又は受益者等」を「加入者」に改める。

第五十六条第一項第十二号中「企業年金制度」を「確定給付企業年金」に改め、「厚生年金基金、」を  
削る。

第五十九条第二項中「、同項第三号中「前項又は前二号」とあるのは「前二号」と」を削る。

第六十二条第四項を削る。

第七十条第二項第二号ハ中(1)を削り、(2)を(1)とし、(3)から(6)までを(2)から(5)までとする。

（厚生年金保険法施行規則の一部改正）

第四条 厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第五号中「厚生年金基金」を「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金  
保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）

附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金」に改める。

第二条の二中「法」を「平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の法」に改める。

第五条の二第一項第三号中「厚生年金基金」を「基金」に改め、同条第二項第四号中「厚生年金法施行令」を「厚生年金保険法施行令」に改める。

第五条の三第一項第三号及び第二十条第一項中「厚生年金基金」を「基金」に改める。

第一百七十七条第八号中「（第九章を除く。）」を削る。

附則第十七項中「附則第二十九条の四第一項」を「附則第三十二条第一項」に改める。

（国民年金法施行規則の一部改正）

第五条 国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第十号を次のように改める。

## 十 削除

第一条第二項第十六号中「による」を「により確定給付企業年金又は企業年金連合会が行う」に改め、

同項中第二十七号を第二十八号とし、第二十六号を第二十七号とし、第二十五号を第二十六号とし、第二十四号の次に次の一号を加える。

二十五 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この号において「平成二十五年改正法」という。）附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法の規定により平成二十五年改正法附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金（第九十七条において「存続厚生年金基金」という。）若しくは平成二十五年改正法附則第三条第十三号に規定する存続連合会（第九十七条において「存続連合会」という。）が行う給付に関する事務又は平成二十五年改正法附則第七十五条第二項の規定により企業年金連合会が行う給付に関する事務  
第九十七条第一項第十九号中「厚生年金基金」を「存続厚生年金基金」に改め、同項第二十号中「企業年金連合会」の下に「及び存続連合会」を加え、同条第二項第十四号中「厚生年金基金」を「存続厚生年金基金」に改め、同項第十五号中「企業年金連合会」の下に「及び存続連合会」を加える。

（国民年金基金規則の一部改正）

第六条 国民年金基金規則（平成二年厚生省令第五十八号）の一部を次のように改正する。

第三十条第一項第三号中「厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第百七十六条の二」を「確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第九十七条第二項」に改め、同条第二項第二号中「厚生年金基金規則（昭和四十一年厚生省令第三十四号）第七十六条第一項」を「確定給付企業年金法施行規則（平成十四年厚生労働省令第二十二号）第百十六条の二第一項」に改める。

（厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する等の省令の一部改正）

第七条 厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成九年厚生省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

附則第八十八条第一項中「厚生年金基金規則」を「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第二十号。以下この項において「平成二十六年整備省令」という。）第十条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十六年整備省令第一条の規定による廃止前の厚生年金基金規則」に改め、「昭和四十一年厚生省令第三十四号」の下に「。以下この項において

「廃止前厚生年金基金規則」という。」を加え、「第六十六条」を削り、「第六十六条の二」の下に「の規定並びに平成二十六年整備省令第四十七条」を加え、「同令」を「平成二十六年整備省令第十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金規則」に改める。

（厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則の一部改正）

第八条 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第八条から第十九条までを次のように改める。

第八条から第十九条まで 削除

第十九条の十九（見出しを含む。）中「第二十一条第一項第八号」を「第二十一条第一項第七号」に改める。

（確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第九条 確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令（平成二十四年厚生労働省令第十三号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第一項中「事業年度の末日が平成三十年三月三十日までの間の」を「当分の間、」に、「新規則」を「確定給付企業年金法施行規則」に改め、同項第一号中「及び」を「又は」に改め、「平均」の下に「若しくは当該確定給付企業年金に係る確定給付企業年金法施行規則第四十三条第二項第一号に規定する予定利率のうちいずれか低い率」を加える。

(健康保険法施行規則の一部改正)

第十条 健康保険法施行規則(大正十五年内務省令第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「厚生年金基金が」を「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号。第百五十九条の三において「平成二十五年厚生年金等改正法」という。) 附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金が」に、「当該厚生年金基金」を「当該存続厚生年金基金」に改める。

第百五十九条の三第三号を次のように改める。

### 三 削除

第百五十九条の三に次の一号を加える。

十 平成二十五年厚生年金等改正法附則第五条第一項又は第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年厚生年金等改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第百七十三条の二

(船員保険法施行規則の一部改正)

第十一条 船員保険法施行規則(昭和十五年厚生省令第五号)の一部を次のように改正する。

第二百十九条第三号を次のように改める。

### 三 削除

第二百十九条に次の一号を加える。

十九 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成

二十五年法律第六十三号)附則第五条第一項又は第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有す

るものとされた同法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第百七十三条の二

(賃金の支払の確保等に関する法律施行規則の一部改正)

第十二条 賃金の支払の確保等に関する法律施行規則(昭和五十一年労働省令第二十六号)の一部を次のよ



うに改正する。

第四条第一項第二号中「厚生年金保険法」を「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法」に改める。

（厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正）

第十三条 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十七年厚生労働省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の表一厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号）の項及び厚生年金基金規則（昭和四十一年厚生省令第三十四号）の項を削る。

別表第二厚生年金基金令の項及び厚生年金基金規則の項を削る。

別表第三厚生年金基金令の項を削る。

別表第四厚生年金基金令の項を削る。

(社会保障協定の実施に伴う国民年金法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の特例等に関する省令の一部改正)

第十四条 社会保障協定の実施に伴う国民年金法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の特例等に関する省令(平成二十年厚生労働省令第二号)の一部を次のように改正する。

第三十三条第四号を次のように改める。

#### 四 削除

第三十三条第十九号中「効力」を「その効力」に改め、同条に次の一号を加える。

二十 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号)附則第五条第一項又は第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第七十三条の二

(日本年金機構の業務運営に関する省令の一部改正)

第十五条 日本年金機構の業務運営に関する省令(平成二十一年厚生労働省令第六十五号)の一部を次のように改正する。

第九条第二号を次のように改める。

## 二 削除

第九条第十号中「による」を「により確定給付企業年金又は企業年金連合会が行う」に改め、同条中第十八号を第十九号とし、第十七号を第十八号とし、第十六号の次に次の一号を加える。

十七 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この号において「平成二十五年厚生年金等改正法」という。）附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年厚生年金等改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法の規定により平成二十五年厚生年金等改正法附則第三条第十号に規定する存続厚生年金基金若しくは平成二十五年厚生年金等改正法附則第三条第十三号に規定する存続連合会が行う給付に関する事務又は平成二十五年厚生年金等改正法附則第七十五条第二項の規定により企業年金連合会が行う給付に関する事務

## 第二章 経過措置

（定義）

第十六条 この章及び附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 改正前厚生年金保険法 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（以下「平成二十五年改正法」という。）第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）をいう。

二 改正後厚生年金保険法 平成二十五年改正法第一条の規定による改正後の厚生年金保険法をいう。

三 改正前確定給付企業年金法 平成二十五年改正法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）をいう。

四 改正後確定給付企業年金法 平成二十五年改正法第二条の規定による改正後の確定給付企業年金法をいう。

五 改正後確定拠出年金法 平成二十五年改正法附則第百二条の規定による改正後の確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）をいう。

六 廃止前厚生年金基金令 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を

改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（以下「平成二十六年整備政令」という。）

第一条の規定による廃止前の厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号）をいう。

七 改正前確定給付企業年金法施行令 平成二十六年整備政令第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法施行令（平成十三年政令第四百二十四号）をいう。

八 改正後確定給付企業年金法施行令 平成二十六年整備政令第二条の規定による改正後の確定給付企業年金法施行令をいう。

九 旧厚生年金基金 平成二十五年改正法附則第三条第十号に規定する旧厚生年金基金をいう。

十 存続厚生年金基金 平成二十五年改正法附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金をいう。

十一 厚生年金基金 平成二十五年改正法附則第三条第十二号に規定する厚生年金基金をいう。

十二 存続連合会 平成二十五年改正法附則第三条第十三号に規定する存続連合会をいう。

十三 確定給付企業年金 平成二十五年改正法附則第三条第十四号に規定する確定給付企業年金をいう。

十四 連合会 平成二十五年改正法附則第三条第十五号に規定する連合会をいう。

（存続厚生年金基金に係る廃止前厚生年金基金規則等の効力等）

第十七条 存続厚生年金基金については、第一条の規定による廃止前の厚生年金基金規則（以下「廃止前厚生年金基金規則」という。）第一章（第一条及び第六十六条を除く。）及び第三章（第七十四条の三第三項及び第四項、第七十五条第一項（第一号及び第十七号に係る部分に限る。）、第七十六条、第八十一条から第八十三条まで並びに第八十八条を除く。）並びに附則第二項及び第七項の規定については、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる廃止前厚生年金基金規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第六条第二号</p>	<p>法第六十一条第一項の規定により企業年金連合会（以下「連合会」という。）</p>	<p>公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第八条の規定により政府</p>
<p>第三十条の四</p>	<p>法第一百四十四条の三第六項若しくは第六十条第五項又は確定給</p>	<p>平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下「改正前厚生年</p>

<p>法第百四十四条の三第</p>	<p>平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおそ</p>
<p>付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第百十五条の二第二項若しくは</p>	<p>金保険法」という。）第百四十四条の三第六項、平成二十五年改正法附則第五十三条第六項若しくは第五十四条第二項若しくは平成二十五年改正法附則第六十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十五条第六項又は平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号。以下「改正前確定給付企業年金法」という。）第百十五条の二第二項、平成二十五年改正法附則第五十七条第二項若しくは平成二十五年改正法附則第六十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法</p>

第三十二条の三 の三第一項第二	年金給付等積立金の額	年金給付等積立金の額（平成二十五年改正法附則第十一条第一項に規定する年金給付等積立金の額をいう。以下同じ		第五十九条	第五十九条又は平成二十五年改正法附則第五十四条第一項若しくは第五十七条第一項		法第六十五条第五項	平成二十五年改正法附則第六十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十五条第五項又は平成二十五年改正法附則第五十三条第五項		五項に規定する脱退一時金相当額をいう	の効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百四十四条の三第五項に規定する脱退一時金相当額又は基金脱退一時金相当額（平成二十五年改正法附則第四十条第一項第一号に規定する基金脱退一時金相当額をいう。）を総称する
--------------------	------------	--	--	-------	--	--	-----------	---	--	--------------------	--



号	第三十二条の十 第二項第二号	第三十二条の十 五第一項	第三十五条
	翌年	認可（確定給付企業年金法第九十九条第一項の規定に基づき同法第二条第四項に規定する企業年金が基金となることについての認可を含む。第三項において同じ。）	法第五十九条第二項第一号に規定する拠出
。）	翌年（再計算の基準となる日の属する月が十月以降の場合 は翌々年）	認可	平成二十五年改正法附則第四十条第一号に規定する拠出金 等

	金	
第四十一条の六	構成割合を確認	額及び構成割合を厚生労働大臣に報告
第六十五条第一項及び附則第七項	法第六十一条第一項に規定する責任準備金に相当する額	平成二十五年改正法附則第八条に規定する責任準備金相当額

2 存続厚生年金基金については、第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法施行規則（以下「改正

前確定給付企業年金法施行規則」という。）第一条（第三号及び第四号に係る部分に限る。）、第四条第

一項（第六号に係る部分に限る。）、第五条（第三号に係る部分に限る。）、第七条第一項（第六号に係る部分に限る。）、第八条第一項（第三号に係る部分に限る。）、第十二条（第二号に係る部分に限る。）、

第三十二条の二、第四十九条第三号、第五十条第四号及び第五号、第八十七条の二第二項、第九十条第二項、第九十四条第七項、第一百十六条第一項（第六号に係る部分に限る。）、第二百二十三条、第二百二十五条の二、第二百二十六条、第二百二十七条第二項、第二百二十八条から第二百三十六条まで、第四百一条、第四百十二条並びに附則第五条の二の規定については、なおその効力を有する。この場合において、次の表

の上欄に掲げる改正前確定給付企業年金法施行規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第百十六号</p>	<p>厚生年金保険法第六十一条第一項に規定する責任準備金に相当する額</p>	<p>公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第八条に規定する責任準備金相当額</p>
<p>第百二十三号 五項、第百二十五条の二第二項 第四号、第百二十六条第二項、 第百二十八条第三号及び第百三十二号</p>	<p>厚生年金保険法第六十一条第一項に規定する責任準備金に相当する額</p>	<p>平成二十五年改正法附則第八条に規定する責任準備金相当額</p>

十條第一項	<p>第三百三十一條第一項第二号及び第二項第二号</p>	<p>厚生年金基金</p> <p>平成二十五年改正法附則第三條第十二号に規定する厚生年金基金</p>
-------	------------------------------	--

3 存続厚生年金基金については、第三條の規定による改正前の確定拠出年金法施行規則（以下「改正前確

定拠出年金法施行規則」という。）第三條第一項（第六号に係る部分に限る。）、第六條第一項（第五号に係る部分に限る。）、第八條第一項（第二号に係る部分に限る。）、第十條第一項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第十一條第一項、第十五條第一項（第十二号に係る部分に限る。）、第二十一條第九号、第二十六條第一項（第五号に係る部分に限る。）、第三十條第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号に係る部分に限る。）、第三十一條、第三十九條第二項（第二号ニに係る部分に限る。）、第四十五條第一項（第二号に係る部分に限る。）、第五十六條第一項（第十二号に係る部分に限る。）、第六十二條第四項並びに第七十條第二項（第二号ハ(1)に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。

(物納に関する準用規定)

第十八条 前条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法施行規則  
第三百三十一条から第三百三十四条までの規定は、平成二十五年改正法附則第九条第一項において平成二十五  
年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第  
百十四条の規定を準用する場合、平成二十五年改正法附則第十八条第一項において平成二十五年改正法附  
則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十四条の  
規定を準用する場合、平成二十五年改正法附則第二十五条第一項において平成二十五年改正法附則第五条  
第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十四条の規定を準  
用する場合、平成二十五年改正法附則第二十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた  
改正前厚生年金保険法附則第三十八条第一項において準用する改正前確定給付企業年金法第百十四条の規  
定を適用する場合、平成二十五年改正法附則第二十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものと  
された改正前厚生年金保険法附則第三十八条第一項において準用する改正前確定給付企業年金法第百十四  
条の規定を適用する場合及び平成二十五年改正法附則第二十八条第三項の規定によりなおその効力を有す

るものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十八条第一項において準用する改正前確定給付企業年金法  
第百十四条の規定を適用する場合について準用する。

(責任準備金相当額の減額の申請)

第十九条 平成二十五年改正法附則第十一条第一項の規定による責任準備金相当額（平成二十五年改正法附則第八条に規定する責任準備金相当額をいう。以下同じ。）の減額の申請（以下「自主解散型減額申請」という。）及び平成二十五年改正法附則第二十条第一項の規定による責任準備金相当額の減額の申請（以下「清算型減額申請」という。）は、代議員会において代議員の定数の三分の二以上の多数により議決して、申請書に、次の各号に掲げる書類を添付して厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。

一 自主解散型減額申請又は清算型減額申請をした日（以下この条及び次条において「減額申請日」という。）前一月以内現在における財産目録及び貸借対照表

二 前号の財産目録及び貸借対照表を作成する日を解散する日とみなして、自主解散型減額申請にあつては平成二十五年改正法附則第二十条第三項の規定の適用がないものとして計算した責任準備金相当額及びその算出の基礎となる事

項を示した書類

三 次のイ又はロのいずれかに掲げる書類

イ 減額申請日の属する月前二年間において公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号。

以下「平成二十六年経過措置政令」という。）第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第三十三条の規定により算定された額の掛金を徴収していたことを証する書類

ロ 次条第一項の規定に基づき計算した率及びその算出の基礎となる事項を示した書類

四 年金たる給付又は一時金たる給付に要する費用を抑制するために必要な措置を講じていることを証する書類

五 第一号において財産目録及び貸借対照表を作成する日を平成二十六年経過措置政令第十条第一項第一号の解散した日（清算型減額申請にあつては、平成二十五年改正法附則第十九条第九項の規定により解散した日）とみなして平成二十六年経過措置政令第十条の規定に基づき計算した額及びその算出の基礎

となる事項を示した書類

(自主解散型基金等の加入員の標準報酬月額額の総額及び標準賞与額の総額に対する掛金の総額の比率の計算方法)

第二十条 平成二十六年経過措置政令第九条第一号、第十二条第一号、第十三条第一号イ、第二十条第一号、第二十三条第一号及び第二十四条第一号イの当該基金(平成二十六年経過措置政令第九条第一号、第十二条第一号イ及び第十三条第一号イにあつては自主解散型基金(平成二十五年改正法附則第十一条第一項に規定する自主解散型基金をいう。以下同じ。))、平成二十六年経過措置政令第二十条第一号、第二十三条第一号及び第二十四条第一号イにあつては清算型基金(平成二十五年改正法附則第十九条第一項に規定する清算型基金をいう。以下同じ。))をいう。以下この項において同じ。)の加入員の標準報酬月額額の総額及び標準賞与額の総額に対する掛金の総額(免除保険料額(平成二十六年経過措置政令第九条第一号に規定する免除保険料額をいう。以下同じ。))に相当する額を除く。次項及び次条において同じ。)の比率として厚生労働省令で定めるところにより計算した率は、第一号に掲げる率に第二号に掲げる率を乗じて得た率から第三号に掲げる率を控除して得た率とする。



一 減額申請日（平成二十六年経過措置政令第九条第一号、第十二条第一号、第十三条第一号イ、第二十条第一号、第二十三条第一号及び第二十四条第一号イに規定する申請をした日をいう。以下この号において同じ。）の属する月前二年間に当該基金が徴収した掛金の総額（平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十二条第一項の認可を受けた基金にあつては、掛金の額と当該認可を受けなかったとした場合に得られていたと見込まれる免除保険料額を合計した額の総額）を、当該基金の加入員又は加入員であつた者に係る減額申請日の属する月前二年間の標準報酬月額及び標準賞与額の総額で除して得た率

二 一・四（平成二十六年経過措置政令第十三条第一号イ又は第二十四条第一号イの規定に基づき率を計算する場合にあつては、一・三六）を、当該基金における平均的な老齢年金給付の額（平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十二条第一項の認可を受けた基金にあつては、当該認可を受けなかったとした場合に支給していたと見込まれる老齢年金給付の額）の当該基金における平均的な代行給付（平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第三百三十二条第二項に規定

する額に相当する部分の老齢年金給付をいう。)の額に対する比率で除して得た率

三 第一号の期間における当該基金の免除保険料額の総額を、同号の標準報酬月額額の総額及び標準賞与額の総額で除して得た率

2 前項の規定は、平成二十六年経過措置政令第十八条第三項第一号の当該存続厚生年金基金の加入員の標準報酬月額額の総額及び標準賞与額の総額に対する掛金の総額の比率として厚生労働省令で定めるところにより計算した率について準用する。この場合において、前項第一号中「減額申請日(平成二十六年経過措置政令第九条第一号、第十二条第一号、第十三条第一号イ、第二十条第一号、第二十三条第一号及び第二十四条第一号イに規定する申請をした日」とあるのは「指定日(平成二十六年経過措置政令第十八条第二項第一号に規定する指定日)」と、「減額申請日の」とあるのは「指定日の」と、同項第二号中「一・四(平成二十六年経過措置政令第十三条第一号イ又は第二十四条第一号イの規定に基づき率を計算する場合にあつては、一・三六)」とあるのは「一・四」と読み替えるものとする。

(平成二十一年度及び平成二十三年度における全ての厚生年金基金の加入員の標準報酬月額額の総額及び標準賞与額の総額に対する掛金の総額の比率)

第二十一条 平成二十六年経過措置政令第九条第一号、第十二条第一号、第十三条第一号イ、第十八条第三項第一号、第二十条第一号、第二十三条第一号及び第二十四条第一号イの平成二十一年度及び平成二十三年度における全ての厚生年金基金の加入員の標準報酬月額額の総額及び標準賞与額の総額に対する掛金の総額の比率として厚生労働省令で定める率は、千分の二十六とする。

(自主解散型納付計画等の承認の申請)

第二十二条 存続厚生年金基金による平成二十五年改正法附則第十二条第一項(平成二十六年経過措置政令第十六条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。)に規定する自主解散型納付計画(以下「自主解散型納付計画」という。)及び平成二十五年改正法附則第二十一条第一項(平成二十六年経過措置政令第二十八条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。)に規定する清算型納付計画(以下「清算型納付計画」という。)の承認の申請は、代議員会において代議員の定数の三分の二以上の多数により議決し、申請書に、当該存続厚生年金基金に係る自主解散型納付計画又は清算型納付計画(以下「自主解散型納付計画等」という。)及び次の各号に掲げる書類を添付して、厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。

一 平成二十五年改正法附則第十二条第一項又は第二十一条第一項の規定による申請をした日（以下「納付猶予申請日」という。）前一月以内現在における財産目録及び貸借対照表

二 前号において財産目録及び貸借対照表を作成する日を解散する日とみなして計算した責任準備金相当額及びその算出の基礎となる事項を示した書類

三 次のイ又はロのいずれかに掲げる書類

イ 納付猶予申請日の属する月前二年間において平成二十六年経過措置政令第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第三十三条の規定により算定された額の掛金を徴収していたことを証する書類

ロ 第二十条第一項の規定に基づき計算した率及びその算出の基礎となる事項を示した書類

四 年金たる給付又は一時金たる給付に要する費用を抑制するために必要な措置を講じていることを証する書類

2 存続厚生年金基金は、自主解散型納付計画等の承認の申請をする場合には、当該自主解散型納付計画等の承認の申請に伴う平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされ

た改正前厚生年金保険法第百十五条第二項の規定による規約の変更の認可の申請を、当該自主解散型納付計画等の承認の申請を行う日までに行わなければならない。

3 存続厚生年金基金の設立事業所（平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百十七条第三項に規定する設立事業所をいう。以下同じ。）の事業主（当該存続厚生年金基金を共同して設立している場合にあつては、当該存続厚生年金基金を設立している各事業主（平成二十六年経過措置政令第十六条第一項及び第二十八条第一項に規定する基金一括納付対象事業主を除く。）。以下この項及び次項、第二十三条第一項第二号、第二十四条並びに第二十五条第二項において同じ。）は、自主解散型納付計画等の承認の申請を行う場合は、申請書に次の各号に掲げる書類を添付し、厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。

一 当該事業主に係る自主解散型納付計画等

二 当該自主解散型納付計画書等に記載された当該設立事業所の事業主に係る納付の猶予を受けようとする額の支払期月及び当該支払期月ごとに支払う額を記載した書類

三 損益計算書その他の当該設立事業所の収支の状況を示す書類（第二十五条第一項において「損益計算

書等」という。)

4 前項の提出は、当該設立事業所の事業主が設立している存続厚生年金基金を経由して行うものとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

(自主解散型納付計画等の記載事項)

第二十三条 平成二十五年改正法附則第十二条第三項第四号及び第二十一条第三項第三号の厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項（設立事業所の事業主が単独の存続厚生年金基金にあつては、第二号に掲げる事項を除く。）とする。

一 清算が終了するまでの間における自主解散型納付計画等に基づく事務その他の清算に係る事務の執行に関する事項

二 納付の猶予を受けようとする金額に係る設立事業所の事業主ごとの負担方法

2 平成二十五年改正法附則第十二条第四項第三号及び第二十一条第四項第三号の厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 当該設立事業所の事業主が設立している存続厚生年金基金が解散した後に確定給付企業年金若しくは

改正後確定拠出年金法第二条第二項に規定する企業型年金（以下「企業型年金」という。）を実施する場合又は中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）第二条第三項に規定する退職金共済契約（以下単に「退職金共済契約」という。）を締結する場合は、その概要

二 納付の猶予を受けようとする期間が五年を超える場合は、その理由

3 平成二十五年改正法附則第十二条第四項第二号及び第二十一条第四項第二号の当該事業主が納付の猶予を受けようとする額は、年を単位として分割して当該自主解散型納付計画等に記載しなければならない。

（自主解散型納付計画等の承認の要件）

第二十四条 平成二十五年改正法附則第十二条第七項第二号及び第二十一条第六項第二号の厚生労働省令で定める要件は、次のいずれにも該当するものであることとする。

一 収支の状況その他当該設立事業所の経営の状況から見て当該自主解散型納付計画等に記載された当該設立事業所の事業主に係る納付の猶予を受けようとする額及びその期間の設定が合理的なものであること。

二 年を単位として分割して自主解散型納付計画等に記載された当該設立事業所の事業主に係る納付の猶

予を受けようとする額の年ごとの額の設定が合理的なものであること。

三 当該設立事業所の事業主の負担する金額が前条第一項第二号に規定する事業主ごとの負担方法その他の事情から見て適正なものであること。

（納付計画の変更）

第二十五条 平成二十五年改正法附則第十四条第一項（同条第四項、平成二十五年改正法附則第二十三条及び第三十二条において準用する場合を含む。以下この項及び第三項において同じ。）の規定により自主解散型納付計画等及び平成二十五年改正法附則第三十条第一項（平成二十六年経過措置政令第三十七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）に規定する清算未了特定基金型納付計画（以下「清算未了特定基金型納付計画」という。）（以下これらの計画を単に「納付計画」という。）の変更の申請は、申請書に、変更後の納付計画及び平成二十五年改正法附則第十四条第一項の猶予がされた期間内に猶予がされた額を納付することができないやむを得ない理由及び損益計算書等を添付して厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。

2 存続厚生年金基金の設立事業所の事業主は、自主解散型納付計画等の承認の申請をする場合は、当該承



認の申請と同時に、平成二十五年改正法附則第十四条第一項の規定による自主解散型納付計画の変更の承認の申請又は平成二十五年改正法附則第二十三条において準用する同項の規定による清算型納付計画の変更の承認の申請をすることができる。

3 厚生労働大臣は、平成二十五年改正法附則第十四条第一項の承認の申請があった場合において、当該申請が次に掲げる要件のいずれにも適合すると認めるときは、その承認をするものとする。

一 収支の状況その他当該設立事業所の経営の状況から見て当該変更後の納付計画に基づき納付することが可能であると見込まれること。

二 二年を単位として分割して当該変更後の納付計画に記載された当該設立事業所の事業主（当該存続厚生年金基金を共同して設立している場合にあつては、当該存続厚生年金基金を設立している各事業主（平成二十六年経過措置政令第十六条第一項及び第二十八条第一項並びに平成二十六年経過措置政令第三十条において読み替えて適用する平成二十五年改正法附則第三十条第一項に規定する基金一括納付対象事業主を除く。）に係る納付の猶予を受けようとする額の年ごとの額の設定が合理的であると認められること。

(納付の猶予の場合の加算金の徴収)

第二十六条 平成二十五年改正法附則第十六条第一項（平成二十五年改正法附則第二十三条及び第三十二条において準用する場合を含む。）に定める加算金のうち同項第一号に定める額については、徴収金額の一部につき納付があつたときに、当該納付額を同号における徴収金額とみなして同号の規定により計算した額を徴収するものとする。

(清算計画の提出)

第二十七条 平成二十五年改正法附則第十九条第七項の規定による清算計画は、代議員会において代議員の定数の三分の二以上の多数により議決し、厚生労働大臣が指定する日までに厚生労働大臣に提出しなければならない。

(清算未了特定基金型納付計画の提出)

第二十八条 清算未了特定基金型納付計画は、当該清算未了特定基金型納付計画に次に掲げる書類を添付して、厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。

一 当該清算未了特定基金（平成二十五年改正法附則第三十条第一項に規定する清算未了特定基金をいう

。以下同じ。)が清算未了特定基金型納付計画の提出に同意したことを証する書類

二 損益計算書その他の当該清算未了特定基金の設立事業所の事業主(当該存続厚生年金基金を共同して設立している場合にあつては、当該存続厚生年金基金を設立している各事業主(平成二十六年経過措置政令第三十七条において読み替えて適用する平成二十五年改正法附則第三十条第一項に規定する基金一括納付対象事業主を除く。))。以下この条、次条第一項及び第三十条において同じ。)の経営の状況を示す書類

三 当該設立事業所の事業主に係る納付の猶予を受けようとする額の支払期月及び当該支払期月ごとに支払う額を記載した書類

四 平成二十五年改正法附則第三十条第五項の規定に基づき算定した額の算定の根拠を示す書類

2 前項の提出は、当該設立事業所の事業主が設立している清算未了特定基金を経由して行うことができる。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

(清算未了特定基金型納付計画の記載事項)

第二十九条 平成二十五年改正法附則第三十条第四項第三号の厚生労働省令で定める事項は、当該設立事業

所の事業主について確定給付企業年金若しくは企業型年金を実施している場合若しくは実施する場合又は退職金共済契約を締結している場合若しくは締結する場合にあってはその概要とする。

2 平成二十五年改正法附則第三十条第四項第二号の当該事業主が納付の猶予を受けようとする額は、年を単位として分割して当該清算未了特定基金型納付計画に記載しなければならない。

(清算未了特定基金型納付計画の承認の要件)

第三十条 平成二十五年改正法附則第三十条第七項第一号の厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

一 収支の状況その他当該設立事業所の経営の状況から見て当該清算未了特定基金型納付計画に記載された当該設立事業所の事業主に係る納付の猶予を受けようとする期間の設定が合理的であると認められること。

二 二年を単位として分割して当該清算未了特定基金型納付計画に記載された当該設立事業所の事業主に係る納付の猶予を受けようとする額の年ごとの額の設定が合理的であると認められること。

(実施事業所の一部に係る事業に主として従事していた者)

第三十一条 平成二十六年経過措置政令第四十条第一号の厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

一 平成二十六年経過措置政令第四十条第一号に規定する存続厚生年金基金の設立事業所に使用される者であつて、事業の承継が行われる時点において承継される事業に主として従事していたもの

二 事業の承継の時点において承継される事業に主として従事していない者であつて、当該時点後に当該承継される事業に主として従事することとなることが明らかであるもの

(存続厚生年金基金から移行した確定給付企業年金の掛金の額の計算に関する経過措置)

第三十二条 平成二十五年改正法附則第三十五条第一項の規定に基づき残余財産の交付を受けた確定給付企

業年金の事業主等(改正後確定給付企業年金法第二十九条第一項に規定する事業主等をいう。以下同じ。

)に係る第二条の規定による改正後の確定給付企業年金法施行規則(以下「改正後確定給付企業年金法施行規則」という。)第四十六条第一項に規定する特別掛金額(以下「特別掛金額」という。)について、

当該交付された残余財産を原資として老齢給付金等(平成二十五年改正法附則第三十五条第二項に規定する老齢給付金等をいう。第三十六条において同じ。)の支給が行われる者に係る額を改正後確定給付企業年金法施行規則第四十六条第一項第三号に規定する方法により計算する場合においては、同号の規定にか

かわらず、同号中「百分の十五」とあるのは、「百分の十に平成二十六年四月一日から公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三十五条第一項の規定に基づき残余財産の交付を受けた日までの年数（その期間に一年に満たない端数がある場合にあつては、これを切り捨てるものとする。）に百分の〇・五を乗じて得た数を加算した数（当該数が百分の十五を超える場合にあつては、百分の十五とする。）」とすることができる。

2 平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十条の二第三項、第百十一条第二項又は第百十二条第四項の規定に基づき存続厚生年金基金の設立事業所に使用される当該存続厚生年金基金の加入員及び加入員であつた者に係る給付（平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十二条第二項に規定する額に相当する給付を除く。次条第一項、第三十四条第一項、第三十五条及び第三十六条において「存続厚生年金基金の加入員及び加入員であつた者に係る改正前確定給付企業年金法の規定による給付」という。）の支給に関する権利義務を承継した確定給付企業年金の事業主等に係る特別掛金額について、当該給付の支給に関する権利義務が移転された者に係る額を改正後確定給付企業年金法

施行規則第四十六条第一項第三号に規定する方法により計算する場合においては、同号の規定にかかわらず、同号中「百分の十五」とあるのは、「百分の十に平成二十六年四月一日から公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法第百十条の二第三項、第百十一条第二項又は第百十二条第四項の規定に基づき存続厚生年金基金（平成二十五年改正法附則第三条第十号に規定する存続厚生年金基金をいう。以下同じ。）の設立事業所に使用される当該存続厚生年金基金の加入員及び加入員であつた者に係る給付（平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第百三十二条第二項に規定する額に相当する給付を除く。）の支給に関する権利義務を承継した日までの年数（その期間に一年に満たない端数がある場合にあつては、これを切り捨てるものとする。）に百分の〇・五を乗じて得た数を加算した数（当該数が百分の十五を超える場合にあつては、百分の十五とする。）とすることができる。

3 平成二十五年改正法附則第十一条第五項若しくは第二十条第二項の規定に基づく認定又は平成二十五年

改正法附則第十三条第二項若しくは第二十二條第二項の規定に基づく納付の猶予を受けた存続厚生年金基金の設立事業所（当該存続厚生年金基金が解散した場合にあつては、設立事業所であつたもの。次条第一項、第三十四條第一項及び第三十六條において同じ。）が新たに確定給付企業年金を実施し、改正後確定給付企業年金法第二十八條第三項又は平成二十六年経過措置政令第三十條第一項の規定に基づき当該存続厚生年金基金の加入員であつた期間を加入者期間に算入した場合における当該確定給付企業年金の当該事業主等に係る特別掛金額について、当該加入者期間が算入された者に係る額を改正後確定給付企業年金法施行規則第四十六條第一項第三号に規定する方法により計算する場合においては、同号の規定にかかわらず、同号中「百分の十五」とあるのは、「百分の十に平成二十六年四月一日から法第二十八條第三項又は公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）第三十條第一項の規定に基づき公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三條第十一号に規定する存続厚生年金基金の加入員であつた期間を加入者期間に算入した日までの年数（その期間に一年に満たない端数がある場合にあつては、これを切り捨てるものとする。）に百分の〇



・五を乗じて得た数を加算した数（当該数が百分の十五を超える場合にあっては、百分の十五とする。）  
」とすることができる。

4 平成二十五年改正法附則第三十五条第一項の規定に基づき確定給付企業年金の事業主等が残余財産の交付を受けた場合において、財政計算（改正後確定給付企業年金法施行規則第二十四条第一号イ(1)に規定する財政計算をいう。以下同じ。）を実施する場合にあっては、改正後確定給付企業年金法施行規則第四十条第一項の規定にかかわらず、特別掛金額は、次の各号に掲げる額を合算した額とすることができる。

この場合において、第一号に掲げる額の計算に係る同項第一号、第二号又は第四号の規定の適用については、同項第一号中「二十年」とあるのは、「三十年」とする。

一 当該残余財産の交付に係る実施事業所の当該残余財産が交付された者に係る過去勤務債務の額（改正後確定給付企業年金法施行規則第四十六条第一項に規定する過去勤務債務の額をいう。以下同じ。）の全部又は一部（次号及び次項において「厚生年金基金の過去期間通算による過去勤務債務の額」という。）について、同条第一項第一号、第二号又は第四号の規定に基づき計算した額

二 過去勤務債務の額から厚生年金基金の過去期間通算による過去勤務債務の額を控除した額について、

改正後確定給付企業年金法施行規則第四十六条第一項から第六項までのいずれかの規定に基づき計算した額

5 前項の場合において、前回の財政計算において発生した厚生年金基金の過去期間通算による過去勤務債務の額の償却が完了していない場合にあつては、改正後確定給付企業年金法施行規則第四十六条第一項の規定にかかわらず、特別掛金額は、次の各号に掲げる額を合算した額とすることができる。

一 前回の財政計算において計算した特別掛金額のうち、厚生年金基金の過去期間通算による過去勤務債務の額に係る部分の額

二 今回の財政計算において発生した過去勤務債務の額から前回の財政計算において発生した厚生年金基金の過去期間通算による過去勤務債務の額のうち償却されていない額を控除した額について、改正後確定給付企業年金法施行規則第四十六条第一項から第六項までのいずれかの規定に基づき計算した額

6 前二項の規定は、第二項の規定に基づき特別掛金額を計算した場合について準用する。この場合において、第四項第一号中「残余財産の交付」とあり、及び「過去期間通算」とあるのは「権利義務の承継」と、「当該残余財産が交付された者」とあるのは「権利義務が承継された者」と、同項第二号及び前項中「

過去期間通算」とあるのは「権利義務の承継」と読み替えるものとする。

7 第四項及び第五項の規定は、第三項の規定に基づき特別掛金額を計算した場合について準用する。この場合において、第四項第一号中「当該残余財産の交付に係る」とあるのは「当該」と、「当該残余財産が交付された者」とあるのは「当該過去期間通算が行われた者」と読み替えるものとする。

（存続厚生年金基金の設立事業所が確定給付企業年金を実施する場合の積立不足による掛金の額の再計算の特例）

第三十三条 平成二十五年改正法附則第三十五条第一項の規定に基づき残余財産の交付を受けた確定給付企業年金の事業主等が当該残余財産の交付に係る者に係る特別掛金額について、存続厚生年金基金の加入員及び加入員であった者に係る改正前確定給付企業年金法の規定による給付の支給に関する権利義務を承継した確定給付企業年金の事業主等が当該権利義務が移転された者に係る特別掛金額について、又は平成二十五年改正法附則第十一条第五項若しくは第二十条第二項の規定に基づく認定若しくは平成二十五年改正法附則第十三条第二項若しくは第二十二條第二項の規定に基づく納付の猶予を受けた存続厚生年金基金の設立事業所が新たに確定給付企業年金を実施し、改正後確定給付企業年金法第二十八条第三項若しくは平

成二十六年経過措置政令第三十条第一項の規定に基づき当該存続厚生年金基金の加入員であった者について当該存続厚生年金基金における加入員期間を算入した場合の当該存続厚生年金基金の加入員であった者に係る特別掛金額について、それぞれ当該確定給付企業年金の事業主等に対する改正後確定給付企業年金法施行規則第五十六条第一号の規定を適用する場合には、事業年度の末日が平成二十七年三月三十一日までの間、同号中「二十年間」とあるのは、「平成二十六年四月一日から公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第三十五条第一項の規定に基づき残余財産の交付を受けた日、平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法第百十条の二第三項、第百十一条第二項若しくは第百十二条第四項の規定に基づき権利義務を承継した日又は平成二十五年改正法附則第十一条第五項若しくは第二十条第二項の規定に基づく認定若しくは平成二十五年改正法附則第十三条第二項若しくは第二十二条第二項の規定に基づく納付の猶予を受け法第二十八条第三項若しくは公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七

十四号) 第三十条第一項の規定に基づき平成二十五年改正法附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金の加入員であつた期間を算入した日までの年数(その期間に一年に満たない端数がある場合にあつては、これを切り捨てるものとする。)を三十年から控除して得た年数(当該年数が二十年未満となる場合にあつては、二十年とする。)とする。

2 事業年度の末日が平成二十七年三月三十一日から平成三十六年三月三十日までの間における前項の場合については、同項において読み替えられた改正後確定給付企業年金法施行規則第五十六条第一号の規定を準用する。この場合において、同号中「三十年」とあるのは、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる年数に読み替えるものとする。

事業年度の末日が平成二十七年三月三十一日から平成二十八年三月三十日までの間	二十九年
事業年度の末日が平成二十八年三月三十一日から平成二十九年三月三十日までの間	二十八年
事業年度の末日が平成二十九年三月三十一日から平成三十年三月三十日までの間	二十七年
事業年度の末日が平成三十年三月三十一日から平成三十一年三月三十日までの間	二十六年
事業年度の末日が平成三十一年三月三十一日から平成三十二年三月三十日までの間	二十五年

事業年度の末日が平成三十二年三月三十一日から平成三十三年三月三十日までの間	二十四年
事業年度の末日が平成三十三年三月三十一日から平成三十四年三月三十日までの間	二十三年
事業年度の末日が平成三十四年三月三十一日から平成三十五年三月三十日までの間	二十二年
事業年度の末日が平成三十五年三月三十一日から平成三十六年三月三十日までの間	二十一年

(解散した存続厚生年金基金から残余財産の交付を受けた場合等の積立不足に伴い抛出すべき掛金の額についての経過措置)

第三十四条 平成二十五年改正法附則第三十五条第一項の規定に基づき残余財産の交付を受けた確定給付企業年金の当該残余財産の交付に係る者、存続厚生年金基金の加入員及び加入員であった者に係る改正前確定給付企業年金法の規定による給付の支給に関する権利義務を承継した確定給付企業年金の当該権利義務が承継された者又は平成二十五年改正法附則第十一条第七項若しくは第二十条第二項の規定に基づく認定若しくは平成二十五年改正法附則第十三条第二項若しくは第二十二条第二項の規定に基づく納付の猶予を受けた存続厚生年金基金の設立事業所が新たに実施する確定給付企業年金(改正後確定給付企業年金法第二十八条第三項又は平成二十六年経過措置政令第三十条第一項の規定に基づき当該存続厚生年金基金の加

入員であった期間を加入者期間に算入（以下この項において「過去期間通算」という。）した場合に限る。  
（）の当該過去期間通算を行った者に係る改正後確定給付企業年金法第六十三条の厚生労働省令で定めるところにより計算した額は、改正後確定給付企業年金法施行規則第五十八条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額を合算した額とすることができる。

- 一 改正後確定給付企業年金法施行規則第五十八条第一号の表中「五で」とあるのは「五に平成二十六年四月一日から当該事業年度の末日までの年数（その期間に一年に満たない端数がある場合にあつては、これを切り捨てるものとする。）を十から減じた数（当該数が零未満となる場合にあつては、零とする。以下「延長年数」という。）を加えた数で」と、「六十分の一」とあるのは「十分の一に一を十五に延長年数を加えた数で除した数を乗じた数に十分の一に一を十に延長年数を加えた数で除した数を乗じた数を加えた数」と、「十で」とあるのは「十に延長年数を加えた数で」と、「百五十分の一」とあるのは「十分の一に一を十五に延長年数を加えた数で除した数を乗じた数」と、「に十五分の一を乗じて」とあるのは「を十五に延長年数を加えた数で除して」として、当該残余財産の交付、当該権利義務の承継又は当該過去期間通算に係る者に対して改正後確定給付企業年金法施行規則第五十八条第一号の規

定に基づき計算した額

二 当該残余財産の交付、当該権利義務の承継又は当該過去期間通算に係る者以外の者に対して改正後確定給付企業年金法施行規則第五十八条第一号の規定に基づき計算した額

2 事業年度の末日が平成二十九年三月三十日までの間における前項の規定の適用を受ける場合に係る改正後確定給付企業年金法施行規則附則第二条の規定の適用については、同条第一項の表中「千五百分の十九」とあるのは「五十万分の三千三百」と、「千五百分の二十一」とあるのは「四十五万六千分の三千五百四十」と、「千五百分の二十三」とあるのは「四十一万四千分の三千七百四十」と、「千五百分の四」とあるのは「二千五百分の四」と、「千五百分の六」とあるのは「二千四百分の六」と、「千五百分の八」とあるのは「二千三百分の八」とする。

(存続厚生年金基金から移行した場合の最低保全給付に関する経過措置)

第三十五条 平成三十一年三月三十一日までの間に存続厚生年金基金の加入員及び加入員であつた者に係る改正前確定給付企業年金法の規定による給付の支給に関する権利義務を承継した事業主等に係る確定給付企業年金に対する改正後確定給付企業年金法施行規則第五十四条第二項の規定の適用については、当該権



利義務の承継により増加する同項に規定する最低保全給付の額に、当該権利義務の承継に係る規約が効力を有することとなる日から当該事業年度の末日までの年数（その期間に一年に満たない端数がある場合にあっては、これを切り捨てるものとする。）を五から減じた数（当該数が零未満となる場合にあっては、零とする。）を五で除して得た数を乗じて得た額を同項の規定により控除する額に加算することができる。（回復計画に係る経過措置）

第三十六条 事業年度の末日が平成三十六年三月三十日までの間において、確定給付企業年金の加入者（平成二十五年改正法附則第三十五条第一項の規定に基づき残余財産の交付を受けて老齢給付金等の支給が行われるもの又は存続厚生年金基金の加入員及び加入員であった者に係る改正前確定給付企業年金法の規定による給付の支給に関する権利義務が承継されたものに限る。）を使用する実施事業所又は平成二十五年改正法附則第十一条第五項若しくは第二十条第二項の規定に基づく認定若しくは平成二十五年改正法附則第十三条第二項若しくは第二十二條第二項の規定に基づく納付の猶予を受けた存続厚生年金基金の設立事業所が新たに確定給付企業年金を実施し、改正後確定給付企業年金法第二十八条第三項又は平成二十六年経過措置政令第三十条第一項の規定に基づき当該存続厚生年金基金の加入員であった期間を算入した場合

にあつては当該設立事業所であつた実施事業所に係る第九条の規定による改正後の確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令附則第四条第一項の規定の適用については、同項中次の表の上欄に掲げる字句を同表の中欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

七年	事業年度の末日が平成三十四年三月三十日までの間	十年
	事業年度の末日が平成三十四年三月三十一日から平成三十五年三月三十日までの間	九年
	事業年度の末日が平成三十五年三月三十一日から平成三十六年三月三十日までの間	八年

（解散した存続厚生年金基金の加入員期間の一部を老齢給付金等の額の算定の基礎として用いる際の算定方法）

第三十七条 平成二十六年経過措置政令第四十二条の規定により確定給付企業年金の加入者期間に算入するときは、次の各号に掲げる要件を満たす算定方法によらなければならない。ただし、当該解散基金加入員等（平成二十五年改正法附則第三十五条第一項に規定する解散基金加入員等をいう。以下同じ。）が遺族

給付金の受給者であった場合は、この限りでない。

一 確定給付企業年金の規約に照らして当該交付された解散した存続厚生年金基金の残余財産の額の算定の基礎となる期間を算定すること。ただし、算定された期間が当該解散基金加入員等の当該解散した存続厚生年金基金の加入員であった期間を超える場合にあっては、当該解散基金加入員等の当該解散した存続厚生年金基金の加入員であった期間とすること。

二 その他当該解散基金加入員等について不当に差別的なものでなく合理的な計算方法であると認められること。

(平成二十五年改正法附則第三十五条第一項の規定による申出等)

第三十八条 平成二十五年改正法附則第三十五条第一項の規定による申出は、解散基金加入員等に係る次の各号に掲げる事項を記載した書類又はこれらの事項を記載した磁気ディスクを、確定給付企業年金の事業主等に提出することによって行うものとする。

一 氏名、性別、生年月日及び住所

二 平成二十五年改正法附則第三十五条第一項の規定に基づき交付を申し出る残余財産の額

2 平成二十五年改正法附則第三十五条第四項の規定による通知は、次の各号に掲げる事項を記載した通知書を当該解散基金加入員等に送付することによって行うものとする。

一 資産管理運用機関等（改正後確定給付企業年金法第三十条第三項の規定にする資産管理運用機関等をいう。）が残余財産の移換を受けた年月日及びその額

二 平成二十六年経過措置政令第四十二条の規定により解散基金加入員等に係る加入者期間に算入される期間

3 平成二十五年改正法附則第三十五条第五項の規定による公告は、事業主等の事務所の掲示板に掲示して行うものとする。

（解散した存続厚生年金基金による交付の申出等）

第三十九条 平成二十五年改正法附則第三十六条第一項（同条第七項において準用する場合を含む。以下同じ。）の申出は、解散存続厚生年金基金（同条第一項に規定する解散した存続厚生年金基金をいう。以下この条及び第四十二条において同じ。）の設立事業所の事業主のうち、その雇用する解散基金加入員（同項に規定する解散基金加入員をいう。以下同じ。）に分配すべき残余財産のうち被共済者持分額（以下「

被共済者持分額」という。)の範囲内の額の交付を希望する事業主(以下「対象事業主」という。)ごとに、次に掲げる事項を記載した書面を独立行政法人勤労者退職金共済機構(以下この条及び第四十二条において「機構」という。)へ提出することにより行うものとする。

- 一 解散存続厚生年金基金の名称、住所及び基金番号
- 二 解散存続厚生年金基金が解散した日
- 三 対象事業主の氏名又は名称及び住所
- 四 対象事業主の雇用する解散基金加入員(被共済者持分額のうち、対象事業主が機構への交付を希望する額(以下「交付予定額」という。))の交付を希望する者に限る。)の氏名
- 五 前号の解散基金加入員に係る交付予定額及びその総額
- 六 第四号の解散基金加入員に係る存続厚生年金基金の加入員の資格の取得及び喪失の年月日並びに当該存続厚生年金基金の加入員であった期間の月数
- 七 その他申出に関し必要な事項

2 前項の書面には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 対象事業主及び前項第四号の解散基金加入員が、交付予定額の交付を希望することを証する書類
- 二 解散存続厚生年金基金が解散した日を証する書類
- 三 前項第六号の年月日及び月数を証する書類

3 解散存続厚生年金基金は、交付予定額の交付については、当該交付予定額の総額を機構が指定する預金口座へ振り込むことにより行うものとし、当該交付は、機構が当該預金口座を指定した日から起算して六十日以内に行わなければならない。

(掛金納付月数の通算等)

第四十条 平成二十五年改正法附則第三十六条第二項の規定による掛金納付月数の通算は、同条第一項に規定する退職金共済契約（以下この項及び第四十二条において「退職金共済契約」という。）の効力が生じた日の属する月から当該通算する月数分遡った月における同日に相当する日（当該同日に相当する日がない月においては、当該月の末日）に退職金共済契約の効力が生じ、かつ、当該相当する日の属する月から当該退職金共済契約の効力が生じた日の属する月の前月までの間、当該退職金共済契約の効力が生じた日における当該退職金共済契約の被共済者に係る掛金月額により掛金が納付されたものとみなし、当該期間

に係る掛金納付月数と当該退職金共済契約に係る掛金納付月数を通算することにより行うものとする。

2 平成二十五年改正法附則第三十六条第二項の規定による掛金納付月数の通算が行われた場合（同条第八項の規定に基づき交付額が交付された場合（次項に規定する場合を除く。）を含む。）における中小企業退職金共済法第十条第二項（同法第十六条第三項において準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）及び第三十条第二項（同条第三項第二号の規定によりその例によることとされる場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）並びに中小企業退職金共済法施行規則（昭和三十四年労働省令第二十三号）第十九条第二項、第三十条、第四十七条及び第四十九条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

中小企業退職金共済法第十条第二項第三号	掛金納付月数	掛金納付月数（退職金共済契約の効力が生じた日の属する月前については、退職金共済契約の効力が生じた日の属する月から掛金納付月数に通算した月数分遡った月における同日に相当する日（当該同日に相当する日がない月においては、当該月

<p>中小企業退職金共済</p>	<p>中小企業退職金共済 法第三十条第二項第 二号ロ</p>	
<p>第十八条</p>	<p>第十条第二項</p>	
<p>第十八条若しくは公的年金制度の健全性及び信頼</p>	<p>る第十条第二項</p> <p>）第四十条第二項の規定により読み替えて適用す る第十条第二項</p> <p>関する省令（平成二十六年厚生労働省令第二十号 に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に 厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための 月数を含む。）</p>	<p>の末日）の属する月から退職金共済契約の効力が 生じた日の属する月の前月までの間、当該退職金 共済契約の効力が生じた日における当該退職金共 済契約の被共済者に係る掛金月額により掛金が納 付されたものとみなし、当該期間に係る掛金納付 月数を含む。）</p>



<p>法施行規則第十九条 第二項各号列記以外 の部分</p>		<p>性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第三十六条第二項</p>
<p>中小企業退職金共済 法施行規則第十九条 第二項第一号</p>	<p>受入れ  第十八条  退職金の額</p>	<p>受入れ、平成二十五年改正法附則第三十六条第八項の交付</p> <p>第十八条又は平成二十五年改正法附則第三十六条第二項</p> <p>退職金の額（平成二十五年改正法附則第三十六条第一項（同条第七項において準用する場合を含む。以下この項、第三十条、第四十七条及び第四十条において同じ。）の規定による交付額の交付がなかつたものとみなして算定して得られる額に</p>

		限る。)
中小企業退職金共済 法施行規則第十九条 第二項第二号	受入れ           同条第二項第二号イ	受入れ又は平成二十五年改正法附則第三十六条第八項の交付           法第三十条第二項第二号イ
中小企業退職金共済 法施行規則第十九条 第二項第三号	退職金の額           計算後受入金額	退職金の額（平成二十五年改正法附則第三十六条第一項の規定による交付額がなかったものとみなして算定して得られる額に限る。）           十六条第八項に規定する元利合計額
中小企業退職金共済 法施行規則第三十条 第一項	解約手当金の額           同条第四項	解約手当金の額（平成二十五年改正法附則第三十条第一項の規定による交付額がなかったものとみなして算定して得られる額に限る。）           法第五十五条第四項

<p>中小企業退職金共済 法施行規則第三十条 第二項</p>	<p>として算定して得られる額</p>	<p>のうち平成二十五年改正法附則第三十六条第一項の規定による交付額の交付がなかったものとみなして算定して得られる額</p>
<p>中小企業退職金共済 法施行規則第四十七条</p>	<p>場合</p>	<p>場合又は第四十五条の掛金負担軽減措置を受けた共済契約者（平成二十五年改正法の施行の前日から共済契約を引き続き締結している者を除く。）に係る平成二十五年改正法附則第三十六条第一項の申出が行われた場合</p>
<p>中小企業退職金共済 法施行規則第四十九条</p>	<p>場合を含む。</p>	<p>場合を含み、第四十五条の掛金負担軽減措置を受けた共済契約者（平成二十五年改正法の施行の前日から共済契約を引き続き締結している者を除く。）に係る平成二十五年改正法附則第三十六条第一項の申出が行われ、公的年金制度の健全性及び</p>

		<p>信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第二十号）第四十条第二項の規定により第四十七条を読み替えて適用する場合を除く。</p>
--	--	--

3

改正後確定給付企業年金法附則第二十八条第二項の規定による掛金納付月数の通算が行われた場合であ

って、かつ、平成二十五年改正法附則第三十六条第八項の規定に基づき交付額が交付された場合における

中小企業退職金共済法第十条第二項及び第三十条第二項並びに中小企業退職金共済法施行規則第十九条第

二項、第三十条及び第四十条第一項の規定の適用については、確定給付企業年金法附則第二十八条第一項

の被共済者の持分を算定する方法等を定める省令（平成十四年厚生労働省令第一号）第四条第二項の規定

にかかわらず、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字

句とする。

<p>中小企業退職金共済 法第三十条第二項第</p>	<p>中小企業退職金共済 法第十条第二項第三 号ロ</p>
<p>第十條第二項</p>	<p>掛金納付月数</p>
<p>厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に</p>	<p>掛金納付月数（退職金共済契約の効力が生じた日の属する月前については、退職金共済契約の効力が生じた日の属する月から掛金納付月数に通算した月数分遡つた月における同日に相当する日（当該同日に相当する日がない月においては、当該月の末日）の属する月から退職金共済契約の効力が生じた日の属する月の前月までの間、当該退職金共済契約の効力が生じた日における当該退職金共済契約の被共済者に係る掛金月額により掛金が納付されたものとみなし、当該期間に係る掛金納付月数を含む。）</p> <p>公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための</p>

<p>二 号 口</p>	<p>中 小 企 業 退 職 金 共 済 法 施 行 規 則 第 十 九 条 第 二 項 各 号 列 記 以 外 の 部 分</p>	<p>第 十 八 条</p>	
<p>中 小 企 業 退 職 金 共 済 法 施 行 規 則 第 十 九 条</p>	<p>第 十 八 条</p>	<p>第 十 八 条 又 は 平 成 二 十 五 年 改 正 法 附 則 第 三 十 六 条 第 二 項</p>	<p>伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に 関する省令（平成二十六年厚生労働省令第二十号 ）第四十条第三項の規定により読み替えて適用す る第十条第二項</p> <p>第十八条若しくは公的年金制度の健全性及び信頼 性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正 する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「 平成二十五年改正法」という。）附則第三十六条 第二項</p> <p>受入れ、平成二十五年改正法附則第三十六条第八 項の交付</p>

<p>第二項第一号</p>	<p>退職金の額</p>		<p>退職金の額（平成二十五年改正法附則第三十六条第一項（同条第七項において準用する場合を含む。以下この項及び第三十条において同じ。）の規定による交付額の交付がなかったものとみなして算定して得られる額に限る。）</p>
<p>中小企業退職金共済 法施行規則第十九条 第二項第二号</p>	<p>受入れ</p>	<p>受入れ及び平成二十五年改正法附則第三十六条第八項の交付</p>	<p>同条第二項第二号イ</p>
<p>中小企業退職金共済 法施行規則第十九条 第二項第三号</p>	<p>退職金の額</p>	<p>退職金の額（平成二十五年改正法附則第三十六条第一項の規定による交付額の交付がなかったものとみなして算定して得られる額に限る。）</p>	<p>計算後受入金額</p>
<p>同条第二項第二号イ</p>	<p>計算後受入金額又は平成二十五年改正法附則第三十六条第八項に規定する元利合計額</p>	<p>同条第二項第二号イ</p>	<p>法第三十条第二項第二号イ</p>

		同条第四項	法第五十五条第四項
中小企業退職金共済 法施行規則第三十条 第一項	解約手当金の額	解約手当金の額 （平成二十五年改正法附則第三十条第一項の規定による交付額がなかったもののみなして算定して得られる額に限る。）	解約手当金の額（平成二十五年改正法附則第三十条第一項の規定による交付額がなかったもののみなして算定して得られる額に限る。）
中小企業退職金共済 法施行規則第三十条 第二項	として算定して得られる額	のうち平成二十五年改正法附則第三十六条第一項の規定による交付額がなかったもののみなして算定して得られる額	のうち平成二十五年改正法附則第三十六条第一項の規定による交付額がなかったもののみなして算定して得られる額
中小企業退職金共済 法施行規則第四十条 第一項	通算する	通算して得た区分掛金納付月数に、確定給付企業年金法附則第二十八条第一項の被共済者の持分を算定する方法等を定める省令（平成十四年厚生労働省令第一号）第四条第一項に規定する期間に係る区分掛金納付月数を通算する	通算して得た区分掛金納付月数に、確定給付企業年金法附則第二十八条第一項の被共済者の持分を算定する方法等を定める省令（平成十四年厚生労働省令第一号）第四条第一項に規定する期間に係る区分掛金納付月数を通算する

（加入促進のための掛金負担軽減措置に関する特例）



第四十一条 平成二十五年改正法附則第三十六条第一項の申出に係る被共済者について納付された掛金に係る中小企業退職金共済法施行規則第四十五条の規定の適用については、同条中「及び同居の親族のみを雇用する中小企業者」とあるのは、「同居の親族のみを雇用する中小企業者及び存続厚生年金基金（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金をいう。以下同じ。）の設立事業所の事業主又は同法附則第三十六条第一項に規定する解散した存続厚生年金基金の設立事業所の事業主である中小企業者（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第二十号）第四十二条の規定に基づき同法附則第三十六条第一項（同条第七項において準用する場合を含む。）の交付の申出を行わないことが確認された中小企業者を除く。）とする。

（機構が行う必要な確認等）

第四十二条 存続厚生年金基金の設立事業所の事業主又は解散存続厚生年金基金の設立事業所の事業主が、退職金共済契約の申込みを行うときは、機構は、中小企業退職金共済法施行規則第四十五条の適用その他

の事項について必要な説明を行い、平成二十五年改正法附則第三十六条第一項の申出をするかどうかの確  
認をするものとする。

(解散計画)

第四十三条 存続厚生年金基金は、施行日から起算して五年を経過する日までの間において、平成二十五年  
改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第四百十  
五条第一項第一号又は第二号に掲げる理由により解散をしようとする場合は、当該解散に関する計画（以  
下この条及び次条第一項において「解散計画」という。）を厚生労働大臣に提出することができる。

2 解散計画を提出した存続厚生年金基金については、平成二十六年経過措置政令第三条第二項の規定によ  
りなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第三十六条の二第三号の規定は適用せず、第  
十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金規則第三十二条第五項  
の規定の適用については、同項中「計算されなければならない」かつ、その額のうち過去勤務債務に係る掛  
金の額は、原則として二十年内の範囲内で当該債務が償却されるように計算されなければならない」と  
あるのは、「計算されなければならない」とする。

3 解散計画を提出した存続厚生年金基金は、当該解散計画に従って、その事業を行わなければならない。当該解散計画に記載した事項に変更が生じたときは、速やかに当該解散計画の内容を変更し、変更後の解散計画を厚生労働大臣に提出しなければならない。

(解散計画の記載事項)

第四十四条 解散計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 解散計画の適用開始日及び解散予定日
  - 二 事業及び財産の現状
  - 三 年金給付等積立金（平成二十五年改正法附則第十一条第一項に規定する年金給付等積立金をいう。第四十六条第一項において同じ。）の積立ての目標
  - 四 前号の目標を達成するために必要な具体的措置及びこれに伴う収入支出の増減の見込額
- 2 前項第四号に掲げる措置は、同項第三号に掲げる目標に照らして合理的と認められるものでなければならない。

(代行返上計画)

第四十五条 存続厚生年金基金は、施行日から起算して五年を経過する日までの間において、平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第一百十一条第一項の規定により当該存続厚生年金基金の加入員及び加入員であった者に係る給付の支給に関する権利義務の移転を申し出ようとする場合又は平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第一百十二条第一項の規定により企業年金基金（改正後確定給付企業年金法第二条第四項に規定する企業年金基金をいう。）となろうとする場合は、当該権利義務の移転に関する計画（次項及び次条第一項において「代行返上計画」という。）を厚生労働大臣に提出することができる。

2 第四十三条第二項及び第三項の規定は、代行返上計画について準用する。この場合において、これらの規定中「解散計画」とあるのは、「代行返上計画」と読み替えるものとする。

（代行返上計画の記載事項）

第四十六条 代行返上計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 代行返上計画の適用開始日及び代行返上予定日

二 事業及び財産の現状

三 年金給付等積立金の積立ての目標

四 前号の目標を達成するために必要な具体的措置及びこれに伴う収入支出の増減の見込額

2 前項第四号に掲げる措置は、同項第三号に掲げる目標に照らして合理的と認められるものでなければならぬ。

(存続厚生年金基金の解散に伴う事務の引継ぎ等)

第四十七条 存続厚生年金基金が解散したときは、清算人は、遅滞なく、解散した日において当該存続厚生年金基金が年金たる給付の支給の義務を負っている者につき、次の各号に掲げる事項及び第五号に掲げる額の算出の基礎となる事項を記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスクを、日本年金機構（以下「機構」という。）に提出しなければならない。

一 氏名、性別、生年月日及び基礎年金番号

二 当該存続厚生年金基金が年金たる給付の支給の義務を負っている者の資格の取得及び喪失の年月日

三 平成十五年四月一日前の加入員たる被保険者であった期間（平成二十五年改正法附則第五条第一項の

規定よりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十二条の認可を受けた存続厚生年金基金にあつては、当該認可を受けた日以降の当該存続厚生年金基金の加入員であつた期間を除く加入員たる被保険者であつた期間をいう。以下この号及び次号において同じ。）の報酬標準給与（廃止前厚生年金基金令第十七条第一項に規定する報酬標準給与をいう。以下同じ。）の月額及び被保険者の種別ごとの当該加入員たる被保険者であつた期間の標準報酬月額

四 平成十五年四月一日以後の加入員たる被保険者であつた期間の報酬標準給与の月額及び賞与標準給与（廃止前厚生年金基金令第十七条第三項に規定する賞与標準給与をいう。以下同じ。）の額並びに被保険者の種別ごとの当該加入員たる被保険者であつた期間の標準報酬月額及び標準賞与額

五 平成二十五年改正法附則第八条の規定により政府が徴収する額

2 平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十一条第三項の規定により解散の認可があつたものとみなされた場合における前項の規定の適用については、同項各号列記以外の部分中「解散したとき」とあるのは「平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十一条第三項

の規定により解散の認可があったものとみなされたとき」と、「解散した日」あるのは「解散の認可があったものとみなされた日」とする。

3 第一項の規定は、存続厚生年金基金が、平成二十六年経過措置政令第三条第一項の規定により読み替えられた平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十条の二第一項の規定による給付の支給に関する権利義務の移転の認可を受けた場合に準用する。この場合において、第一項中「解散したときは、清算人は、遅滞なく、解散した日において当該存続厚生年金基金が年金たる給付の支給の義務を負っている者」とあるのは「平成二十六年経過措置政令第三条第一項の規定により読み替えられた平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十条の二第一項の規定による給付の支給に関する権利義務の移転の認可を受けたときは、当該権利義務が移転される者」と、同項第二号中「が年金たる給付の支給の義務を負っている者」とあるのは「の加入員」と、同項第五号中「平成二十五年改正法」とあるのは「平成二十六年経過措置政令第三条第一項の規定により読み替えられた平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十条の二

第六項の規定により読み替えて適用する平成二十五年改正法」と読み替えるものとする。

4 平成二十六年経過措置政令第三条第一項の規定により読み替えられた平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十条の二第一項の規定による給付の支給に関する権利義務を承継した確定給付企業年金の事業主等に係る改正後確定給付企業年金法施行令第二十条第一項に規定する加入者に関する原簿については、同項の厚生労働省令で定める事項は、改正後確定給付企業年金法施行規則第二十一条各号に掲げる事項のほか、厚生年金基金の加入員の資格の取得及び喪失年月日とする。

5 第一項の規定は、平成二十五年改正法附則第二十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十三条第三項の規定により同項に規定する減額責任準備金相当額を徴収することとされた特定基金（同条第一項に規定する特定基金をいう。以下この項において同じ。）又は平成二十五年改正法附則第二十八条第一項若しくは第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十四条第一項の承認を受けた特定基金が解散した場合に準用する。この場合において、第一項第五号中「附則第八条」とあるのは、「附則第二十七条第二項の規定によりなお



その効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十三条第三項又は平成二十五年改正法附則第二十八条第一項若しくは第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十四条第五項」と読み替えるものとする。

6 第一項の規定は、平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の場合に準用する。この場合において、第一項中「存続厚生年金基金が解散」とあるのは「施行日前に旧厚生年金基金が改正前厚生年金保険法第四百四十五条第一項の規定により解散」と、「当該存続厚生年金基金が年金たる給付」とあるのは「当該旧厚生年金基金が老齢年金給付」と、「日本年金機構（以下「機構」という。）」とあるのは「存続連合会」と、「期間（平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十二条の認可を受けた存続厚生年金基金にあつては、当該認可を受けた日以降の当該存続厚生年金基金の加入員であつた期間を除く加入員たる被保険者であつた期間をいう。以下この号及び次号において同じ。）」とあるのは「期間」と、「附則第八条」とあるのは「附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十一条第一項」と、「政府」とあるのは「存続連合会」と読み替えるものとする。

(存続連合会に係る廃止前厚生年金基金規則の効力等)

第四十八条 存続連合会については、廃止前厚生年金基金規則第六十条の二第二項、第六十九条、第七十一条、第七十二条の二から第七十四条第一項まで、第七十四条の二、第七十四条の三第二項から第四項まで、第七十五条（第一項第一号及び第十一号に係る部分を除く。）、第七十七条及び附則第四項前段の規定、廃止前厚生年金基金規則第六十条の二第二項において準用する同条第一項の規定並びに廃止前厚生年金基金規則第七十四条第一項において準用する廃止前厚生年金基金規則第二十一条（第二項第一号及び第四号を除く。）、第二十三条から第二十八条まで、第三十条の二、第三十条の四、第一章第六節（第三十四条第一号、第三十六条第一号及び第三十七条から第四十条までを除く。）、第一章第七節（第四十二条第三項、第四十四条の二、第四十五条、第四十七条の二及び第四十七条の三を除く。）、第五十三条から第五十六条まで、第六十一条から第六十三条まで、第六十四条の二、第六十五条及び第六十六条の二の規定については、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる廃止前厚生年金基金規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第六十九条

法第百五十二条第二項

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保

<p>第七十一条第 二項</p>		<p>第七十一条第 一項</p>	
<p>項 法第六十条の二第五</p>	<p>中途脱退者</p>	<p>法</p>	<p>一時金たる給付</p>
<p>改正法附則第六十一条第二項の規定によりなおその効力を有</p>	<p>基金中途脱退者（平成二十五年改正法附則第四十条第一項第一号に規定する基金中途脱退者をいう。以下同じ。）</p>	<p>平成二十五年改正法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法</p>	<p>一時金たる給付並びに年金給付及び一時金</p> <p>項において準用する改正前厚生年金保険法</p> <p>以下「改正前厚生年金保険法」という。）第百五十三条第二</p> <p>項において準用する改正前厚生年金保険法</p> <p>一 項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下「平成二十五年改正法」という。）附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下「改正前厚生年金保険法」という。）第百五十三条第二項において準用する改正前厚生年金保険法</p> <p>一 項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下「平成二十五年改正法」という。）附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下「改正前厚生年金保険法」という。）第百五十三条第二項において準用する改正前厚生年金保険法</p>

	<p>するものとされた改正前厚生年金保険法第六十条の二第五項</p>
<p>中途脱退者</p>	<p>基金中途脱退者</p>
<p>法第六十条の二第二項</p>	<p>平成二十五年改正法附則第四十二条第二項の規定による基金脱退一時金相当額（平成二十五年改正法附則第四十条第一項第一号に規定する基金脱退一時金相当額をいう。以下同じ。        ）又は平成二十五年改正法附則第六十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十条の二第二項</p>
<p>に交付</p>	<p>に移換又は交付した</p>
<p>脱退一時金相当額の交付を</p>	<p>基金脱退一時金相当額の移換又は脱退一時金相当額の交付を</p>
<p>脱退一時金相当額の交付</p>	<p>基金脱退一時金相当額の移換金又は脱退一時金相当額の交付</p>



<p>第七十二条の 三第一項</p>	<p>第七十二条の 二第二項</p>	
<p>解散基金加入員（確定 給付企業年金法</p>	<p>法第六十条第七項</p>	<p>交付した 交付金 老齢年金給付の額の加 算又は一時金たる給付</p>
<p>平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十条第七項</p>	<p>平成二十五年改正法附則第四十二条第六項及び平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十一条第八項</p>	<p>改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十一条第五項 移換又は交付した 移換金又は交付金 存続連合会老齢給付金、存続連合会遺族給付金又は老齢年金給付の額の加算若しくは一時金たる給付</p>

<p>第七十二条の 三第四項第三 号</p>			
<p>法第六十一条第五項</p>	<p>段 法第三十八条第一項前</p>	<p>法附則第二十八条の三 第一項</p>	
<p>平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十一条第五項</p>	<p>改正後厚生年金保険法第三十八条第一項前段</p>	<p>平成二十五年改正法第一条の規定による改正後の厚生年金保険法（以下「改正後厚生年金保険法」という。）附則第二十八条の三第一項</p>	<p>十一条第一項に規定する解散基金加入員（平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法（以下「改正前確定給付企業年金法」という。）</p>

第七十二条の 四第一項	法第六十二条第三項 において準用する法	平成二十五年改正法附則第四十四条第四項若しくは第四十五条第七項において準用する平成二十五年改正法附則第四十三条第五項又は平成二十五年改正法附則第六十一条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十二条第三項において準用する改正前厚生年金保険法
法第四百四十七条第四項 法第六十二条第二項	平成二十五年改正法附則第三十四条第四項 平成二十五年改正法附則第四十四条第三項若しくは第四十五条第三項又は平成二十五年改正法附則第六十一条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十二条第二項	交付した 交付を受けた
移換又は交付した 移換又は交付を受けた	交付を受けた	移換又は交付を受けた



交付金	移換金又は交付金
連合会遺族給付金（令	連合会遺族給付金等（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号。「平成二十六年経過措置政令」という。）第六十四条第八項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十六年政令第七十三号）第一条の規定による廃止前の厚生年金基金令（以下「廃止前厚生年金基金令」という。）
連合会遺族給付金をい	連合会遺族給付金及び平成二十五年改正法附則第四十五条第三項に規定する存続連合会遺族給付金をいう
う	

<p>第七十二条の 四の二第一項</p>	<p>第七十二条の 四第二項</p>	
<p>連合会遺族給付金</p>	<p>法第六十二条第四項 において準用する法第 百六十条第七項</p>	<p>連合会障害給付金（同 項第二号に規定する連 合会障害給付金</p>
<p>連合会遺族給付金等</p>	<p>法附則第四十二条第六項</p>	<p>連合会障害給付金等（平成二十六年経過措置政令第六十四条 第八項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止 前厚生年金基金令第五十二条の四第一項第二号に規定する連 合会障害給付金及び平成二十五年改正法附則第四十四条第三 項に規定する存続連合会障害給付金</p>

第七十二条の 四の二第二項	令第五十二条の四第一 項第一号	平成二十六年経過措置政令第六十四条第八項の規定によりな おその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第五 十二条の四第一項第一号
第七十二条の 四の二第三項	令第五十二条の四第一 項第二号	平成二十六年経過措置政令第六十四条第八項の規定によりな おその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第五 十二条の四第一項第二号
第七十二条の 三号	令第二十六条第二項第 三号	平成二十六年経過措置政令第三条第二項の規定によりなおそ の効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第二十六 条第二項第三号
連合会障害給付金	連合会障害給付金	連合会障害給付金等
法第百六十五条第二項	連合会障害給付金等	連合会障害給付金等
第七十二条の 四の二第二項	令第五十二条の四第一 項第一号	平成二十六年経過措置政令第六十四条第八項の規定によりな おその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第五 十二条の四第一項第一号
平成二十五年改正法附則第五十三条第二項		

<p>四の三第一項</p>	<p>法第百六十条の二第三項又は</p>	<p>平成二十五年改正法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十条の二第三項又は平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法</p>	
<p>第七十二条の四の三第二項</p>	<p>法第百六十五条第五項</p>	<p>平成二十五年改正法附則第五十三条第五項又は平成二十五年改正法附則第六十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十五条第五項</p>	
<p>年金給付等積立金</p>	<p>年金給付等積立金又は平成二十五年改正法附則第五十四条第一項の規定による積立金</p>	<p>中途脱退者等（法第百六十五条第一項に規定する中途脱退者等</p>	<p>施行前基金中途脱退者等（平成二十五年改正法附則第五十三条第一項に規定する施行前基金中途脱退者等</p>

<p>第七十二条の 四の四第二項</p>	<p>第七十二条の 四の四第一項</p>			
<p>法</p>	<p>法第百六十五条の二第 一項</p>	<p>法第百六十一条第一項</p>	<p>交付された</p>	<p>法第百六十条の二第二 項</p>
<p>平成二十五年改正法附則第五十九条第一項又は平成二十五年 改正法附則第六十二条第三項の規定によりなおその効力を有</p>	<p>平成二十五年改正法附則第五十八条第一項又は平成二十五年 改正法附則第六十二条第二項の規定によりなおその効力を有 するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十五条の二第 一項</p>	<p>平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなお その効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六 十一条第一項</p>	<p>移換された基金脱退一時金相当額並びに交付された</p>	<p>平成二十五年改正法附則第六十一条第二項の規定によりなお その効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六 十条の二第二項</p>

		<p>するものとされた改正前厚生年金保険法</p>
<p>第七十二条の 四の五第一項</p>	<p>第七十二条の 令第五十二条の五の三 第二項</p>	<p>平成二十六年経過措置政令第六十二条第二項又は平成二十六年経過措置政令第六十五条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第五十二条の五の三第二項</p>
<p>第七十二条の 四の五第二項</p>	<p>令第五十二条の五の三 第一項</p>	<p>平成二十六年経過措置政令第六十二条第一項又は平成二十六年経過措置政令第六十五条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第五十二条の五の三第一項</p>
<p>第七十二条の</p>	<p>法第百六十五条第九項</p>	<p>平成二十五年改正法附則第五十三条第九項若しくは第五十四</p>

四の六第一項

	<p>条第五項又は平成二十五年改正法附則第六十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十五条第九項</p>
<p>法第六十五條第三項</p>	<p>平成二十五年改正法附則第五十三条第三項又は平成二十五年改正法附則第六十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十五条第三項</p>
<p>法第六十五條第七項</p>	<p>平成二十五年改正法附則第五十三条第七項若しくは第五十四条第三項又は平成二十五年改正法附則第六十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十五条第七項</p>
<p>令</p>	<p>平成二十六年経過措置政令第六十二条第二項又は平成二十六年経過措置政令第六十五条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令</p>

第七十二条の 四の六第二項	法第百六十五条の二第 五項	平成二十五年改正法附則第五十五条第五項又は平成二十五年 改正法附則第六十二条第二項の規定によりなおその効力を有 するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十五条の二第 五項
第七十二条の 四の六第三項	法第百六十五条の三第 四項	平成二十五年改正法附則第五十六条第四項又は平成二十五年 改正法附則第六十二条第三項の規定によりなおその効力を有 するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十五条の三第 四項
確定拠出年金法第五十 四条の二第二項	平成二十五年改正法附則第五条第三項の規定により読み替え て適用する確定拠出年金法第五十四条の二第二項	
	令	平成二十六年経過措置政令第六十二条第三項又は平成二十六 年経過措置政令第六十五条第四項の規定によりなおその効力 を有するものとされた廃止前厚生年金基金令



<p>第七十二条の 五第一項及び 第二項</p>	<p>第七十二条の 四の七</p>	<p>法第百六十五条第六項 、第百六十五条の二第 二項又は第百六十五条 の三第二項</p>	<p>平成二十五年改正法附則第五十三条第六項若しくは平成二十 五年改正法附則第六十二条第一項の規定によりなおその効力 を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十五条第 六項、平成二十五年改正法附則第五十五条第二項若しくは平 成二十五年改正法附則第六十二条第二項の規定によりなおそ の効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十 五条の二第二項又は平成二十五年改正法附則第五十六条第二 項若しくは平成二十五年改正法附則第六十二条第三項の規定 によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保 険法第百六十五条の三第二項</p>
<p>第七十二条の 五第一項及び 第二項</p>	<p>令</p>	<p>平成二十六年経過措置政令第四十九条第二項の規定によりな おその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令</p>	

第七十二条の 五第三項	第七十四条において準 用する第四十四条の二	附則第四項前段
第七十二条の 六	第七十二条の 令第五十二条の七第二 項	平成二十六年経過措置政令第四十九条第二項の規定によりな おその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第五 十二条の七第二項
第七十二条の 七	第七十二条の 令	平成二十六年経過措置政令第四十九条第二項の規定によりな おその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令
第七十二条の 八	第七十二条の 令  年金給付等積立金	平成二十六年経過措置政令第四十九条第二項の規定によりな おその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令  年金給付等積立金（平成二十五年改正法附則第六十条に規定 する年金給付等積立金をいう。）及び積立金（同条に規定す る積立金をいう。）
第七十三条	令第五十四条において	平成二十六年経過措置政令第四十九条第二項の規定によりな

	<p>準用する令</p>	<p>おその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第五 十四条第一項において準用する廃止前厚生年金基金令</p>
<p>第七十三条第 二号</p>	<p>基金又は解散した基金 の名称</p>	<p>平成二十五年改正法附則第三条第十一号に規定する存続厚生 年金基金（以下「基金」という。）又は解散した基金の名称 並びに確定給付企業年金脱退一時金相当額（確定給付企業年 金法第八十一条の二第一項に規定する脱退一時金相当額又は 平成二十五年改正法附則第四十条第一項第三号に規定する確 定給付企業年金脱退一時金相当額をいう。以下同じ。）又は 残余財産を連合会に移換した確定給付企業年金の資産管理運 用機関等（確定給付企業年金法第三十条第三項に規定する資 産管理運用機関等をいう。）に係る事業主の名称及び確定給 付企業年金法施行規則第八条に規定する規約番号（基金型企 業年金である場合にあつては、当該企業年金の名称及び同令</p>

		<p>第十六条に規定する基金番号)</p>
<p>第七十三条第 三号</p>	<p>年月日</p>	<p>年月日又は確定給付企業年金脱退一時金相当額の算定の基礎となつた期間若しくは平成二十五年改正法附則第四十六条第一項若しくは平成二十五年改正法附則第六十三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の三第一項の終了した確定給付企業年金の加入者の資格の取得及び喪失の年月日</p>
<p>第七十三条第 七号</p>	<p>法</p>	<p>平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法</p>
<p>第七十三条第 八号</p>	<p>法第六十条の二第二項の規定により連合会が当該中途脱退者に係る脱退一時金相当額</p>	<p>平成二十五年改正法附則第四十二条第二項若しくは平成二十五年改正法附則第六十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十条の二第二項の規定により連合会が当該基金中途脱退者に係る基金</p>

<p>第七十三條第九号</p>	
<p>法</p>	<p>当該交付 その額</p>
<p>平成二十五年改正法附則第四十三條第二項若しくは平成二十五年改正法附則第六十一條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法</p>	<p>脱退一時金相当額（平成二十五年改正法附則第四十條第一項第一号に規定する基金脱退一時金をいう。以下同じ。）の移換若しくは脱退一時金相当額 当該移換若しくは交付 その額又は平成二十五年改正法附則第四十六條第二項若しくは平成二十五年改正法附則第六十三條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一條の二第二項の規定により確定給付企業年金脱退一時金相当額の移換を受けている場合にあつては、当該移換を受けた年月日</p>

	<p>交付</p>	<p>移換若しくは交付</p>
<p>第七十三条第十号</p>	<p>法第百六十二条第二項</p>	<p>その額又は平成二十五年改正法附則第四十七条第二項若しくは平成二十五年改正法附則第六十三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十二条第二項</p>
<p>その額</p>	<p>その額又は平成二十五年改正法附則第四十八条第三項若しくは</p>	<p>法第百四十七条第四項に規定する者</p>
	<p>金加入員等</p>	<p>平成二十五年改正法附則第三十五条第一項に規定する解散基</p>
		<p>に規定する者</p>
		<p>法第百四十七条第四項に規定する者</p>
		<p>に規定する者</p>
		<p>に規定する者</p>
		<p>に規定する者</p>
		<p>に規定する者</p>

<p>第七十四條の 三第二項</p>		<p>第七十三條第 十一号</p>	
<p>項 令第五十五條の四第二</p>	<p>年月日</p>	<p>確定給付企業年金法</p>	
<p>第二項若しくは第四項の規定によりなおその効力を有するも 平成二十六年経過措置政令第四十九條第二項又は第六十五條</p>	<p>とみなされた者に支給する老齡年金給付の額 年月日及び連合会が同條第六項の規定により解散基金加入員</p>	<p>効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法 平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその</p>	<p>は第四十九條第三項若しくは平成二十五年改正法附則第六十 三條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた 改正前確定給付企業年金法第九十一條の四第二項若しくは平 成二十五年改正法附則第六十三條第三項の規定によりなおそ の効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九 十一條の五第二項の規定により残余財産を受けている場合に あつては、当該移換を受けた年月日</p>

<p>第七十四条の 三第三項</p>	
<p>項 令第五十五条の四第三</p>	<p>年金給付等積立金若し くは脱退一時金相当額</p>
<p>第二項若しくは第四項の規定によりなおその効力を有するも</p>	<p>のとされた廃止前厚生年金基金令第五十五条の四第二項 年金給付等積立金</p>
<p>令第四十一条の三の五 第二項又は</p>	<p>令第四十一条の三の四 第一項又は</p>
<p>第六十五条第二項の規定によりなおその効力を有するものと された廃止前厚生年金基金令</p>	<p>平成二十六年経過措置政令第六十一条第一項の規定による申 出の期限及び当該申出の手續並びに平成二十六年経過措置政 令第六十五条第二項の規定によりなおその効力を有するもの とされた廃止前厚生年金基金令</p>
<p>令第四十一条の三の五 第二項又は</p>	<p>平成二十六年経過措置政令第六十二条第一項及び第二項（第 一号に係る部分に限る。）並びに平成二十六年経過措置政令 第六十五条第二項の規定によりなおその効力を有するものと された廃止前厚生年金基金令</p>



第七十五条第		第七十四條の 三第四項		令第五十一條第一項	のとされた廃止前厚生年金基金令第五十五條の四第三項
法	第三項	令第五十二條の五の二 第二項の規定により読み替えられた	令第五十五條の四第四項	令第五十一條第一項	廃止前厚生年金基金令第五十一條第一項
	令第五十二條の五の三	平成二十六年経過措置政令第六十五條第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第五十二條の五の三第三項又は平成二十六年経過措置政令第六十二條第三項		令第五十五條の四第四項	平成二十六年経過措置政令第四十九條第二項又は第六十五條第二項若しくは第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第五十五條の四第四項
	令第五十二條の五の二	平成二十六年経過措置政令第六十五條第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第五十二條の五の二第二項前段において準用する		令第五十二條の五の二	平成二十六年経過措置政令第六十五條第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第五十二條の五の三第三項
	令第五十二條の五の三	平成二十六年経過措置政令第六十五條第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第五十二條の五の三第三項		令第五十二條の五の三	平成二十五年改正法附則第三十八條第一項の規定によりなお

<p>一項及び第七 十七條</p>		<p>その効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法</p>
<p>附則第四項前 段</p>	<p>第七十四條において準 用する第四十四條の二 の規定にかかわらず、 当分の間</p>	<p>当分の間</p>
<p>第六十條の二 第二項におい て準用する同 條第一項</p>	<p>又は厚生年金基金加算 年金經理から福祉施設 經理</p>	<p>若しくは厚生年金基金加算年金經理又は確定給付企業年金經理から福祉事業經理</p>
	<p>法第百三十三條の三第 二項</p>	<p>公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第六十一条第一項又は第三項の規定によりなおその効力を有するものとさ</p>

<p>第七十四条第一項において準用する第二十一条第一項</p>	<p>法第百三十四条の規定による年金たる給付及び一時金たる給付</p>	<p>公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第五十条第一項及び平成二十五年改正法附則第六十一条第一項から第三項までの規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（</p>
	<p>法第百三十三条の三第一項</p>	<p>平成二十五年改正法附則第六十一条第一項又は第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十三条の四第一項</p>
		<p>れた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下この項において「改正前厚生年金保険法」という。）第百六十三条の四第二項において準用する改正前厚生年金保険法第百三十三条の三第二項</p>

---

---

以下「改正前厚生年金保険法」という。）第百六十三条の規定による年金たる給付及び一時金たる給付（連合会遺族給付金（平成二十五年改正法附則第四十四条第三項の規定により支給される存続連合会遺族給付金及び平成二十五年改正法附則第六十一条第四項の規定によりなおその効力を有するもの）とされた改正前厚生年金保険法第百六十二条第二項の規定により支給される死亡を支給理由とする年金たる給付又は一時金たる給付をいう。）及び連合会障害給付金（平成二十五年改正法附則第四十四条第三項の規定により支給される存続連合会障害給付金及び平成二十五年改正法附則第六十一条第四項の規定によりなおその効力を有するもの）とされた改正前厚生年金保険法第百六十二条第二項の規定により支給される死亡を支給理由とする年金たる給付又は一時金たる給付をいう。）及び連合会障害給付金（平成二十五年改正法附則第四十四条第三項の規定により支給される存続連合会障害給付金及び平成二十五年改正法附則第六十一条第四項の規定によりなおその効力を有するもの）とされた改正前厚生年金保険法第百六十二条第二項の規定により支給される死亡を支給理由とする年金たる給付又は一時金たる給付をいう。

---

		<p>。を除外。）</p>
<p>第七十四条第 一項において 準用する第二 十一条第一項 第一号</p>	<p>加入員番号  遺族給付金（令第二十 六条第一項に規定する 遺族給付金をいう。以 下同じ。）</p>	<p>基礎年金番号  基金中途脱退者（平成二十五年改正法附則第四十条第一項第 一号に規定する基金中途脱退者をいう。以下同じ。）及び解 散基金加入員（平成二十五年改正法附則第三十六条第一項に 規定する解散基金加入員をいう。以下同じ。）の死亡を支給 理由として支給する一時金たる給付</p>
<p>第七十四条第 一項において 準用する第二 十一条第一項 第三号</p>	<p>遺族給付金の  令</p>	<p>基金中途脱退者及び解散基金加入員の死亡を支給理由として 支給する一時金たる給付の  公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保 険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する 政令（平成二十六年政令第七十四号。以下「平成二十六年経 過措置政令」という。）第四十九条第二項の規定によりなお</p>

<p>第七十四條第 一項において 準用する第二 十一條第三項 第三号ハ</p>	<p>第七十四條第 令</p>	<p>平成二十六年経過措置政令第四十九條第二項の規定によりな おその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第五 十四條第一項において準用する廃止前厚生年金基金令</p>
<p>第七十四條第</p>	<p>法第七十四條におい</p>	<p>平成二十五年改正法附則第三十八條第一項の規定によりなお</p>
<p>加入員番号</p>	<p>基礎年金番号</p> <p>その効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信 頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律 の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十六年 政令第七十三号）第一条の規定による廃止前の厚生年金基金 令（以下「廃止前厚生年金基金令」という。）第五十四條第 一項において準用する廃止前厚生年金基金令</p>	

<p>一項において 準用する第二 十七条第一項</p>	<p>て準用する法</p>	<p>その効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第七 十四条において準用する改正前厚生年金保険法</p>
<p>第七十四条第 一項において 準用する第三 十条の二第一 項</p>	<p>加入員又は加入員であ つた者</p>	<p>基金中途脱退者又は解散基金加入員（平成二十五年改正法附 則第四十二条第三項若しくは第四十三条第三項又は平成二十 五年改正法附則第六十二条第一項の規定によりなおその効力 を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十五条第 三項の規定により、存続厚生年金基金（平成二十五年改正法 附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金をいう。以 下「基金」という。）に老齢年金給付の支給に関する権利義 務が承継された者を除く。）</p>
<p>第七十四条第 一項において</p>	<p>法第四百四十四条の三第 六項若しくは第六十</p>	<p>平成二十五年改正法附則第四十二条第三項又は平成二十五年 改正法附則第四十三条第三項若しくは平成二十五年改正法附</p>

準用する第三

十条の四

五条第六項又は確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第百十五条の二第二項若しくは第百十五条の五第二項の規定により脱退一時金相当額等（脱退一時金相当額（法第百四十四条の三第五項に規定する脱退一時金相当額をいう。この条を除き、以下同じ。）若しくは年金給付等積	則第六十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十条の二第二項又は平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十条第五項の規定により基金脱退一時金相当額（平成二十五年改正法附則第四十条第一項第一号に規定する基金脱退一時金相当額をいう。以下同じ。）若しくは脱退一時金相当額又は残余財産
--	---



---

立金（法第百六十五条  
第五項に規定する年金  
給付等積立金をいう。  
第七十二条の四の三か  
ら第七十二条の四の七  
まで並びに第七十四条  
の三第二項及び第四項  
において同じ。）又は  
確定給付企業年金脱退  
一時金相当額（確定給  
付企業年金法第八十一  
条の二第一項に規定す  
る脱退一時金相当額を

---

第七十四條第 十三條	第七十四條第 一項において 準用する第三 十三條		
令第三十條第一項第四	令第三十條第一項第三 号	脱退一時金相当額等の 額	いう。)若しくは積立 金(同法第五十九條に 規定する積立金をいう 。)を総称する。以下 同じ。)
平成二十六年経過措置政令第四十九條第二項の規定によりな	平成二十六年経過措置政令第四十九條第二項の規定によりな おその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第五 十四條第一項において準用する廃止前厚生年金基金令第三十 條第一項第三号	基金脱退一時金相当額若しくは脱退一時金相当額又は残余財 産の額(当該基金中途脱退者又は解散基金加入員の給付に充 てる部分に限る。)	

<p>一項において 準用する第三 十四条</p>	<p>号</p>	<p>おその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第五 十四条第一項において準用する廃止前厚生年金基金令第三十 条第一項第四号</p>
<p>第七十四条第 一項において 準用する第三 十五条</p>	<p>五月以内</p>	<p>三月以内</p>
<p>令</p>	<p>法</p>	<p>平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその 効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法</p>
<p>割戻金から、法第百五 十九条第二項第一号に 規定する拠出金の額、 第四十四条の二</p>	<p>令</p>	<p>平成二十六年経過措置政令第四十九条第二項の規定によりな おその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第五 十四条第一項において準用する廃止前厚生年金基金令 割戻金から、附則第四項前段</p>

	<p>年金経理から業務経理</p>	<p>厚生年金基金基本年金経理若しくは厚生年金基金加算年金経理又は確定給付企業年金経理（以下単に「年金経理等」という。）から福祉事業経理又は業務経理</p>
<p>第七十四条第一項において準用する第四十一条第二項</p>	<p>法第百三十条第五項</p> <p>年金経理及び業務経理を設け、年金たる給付及び一時金たる給付に関する取引は年金経理により、その他の取引は業務経理</p>	<p>平成二十五年改正法附則第四十条第六項</p> <p>厚生年金基金基本年金経理及び厚生年金基金加算年金経理、支払保証経理、福祉事業経理、共済経理、業務経理並びに確定給付企業年金経理を設け、年金たる給付及び一時金たる給付に関する取引は厚生年金基金基本年金経理又は厚生年金基金加算年金経理により、平成二十五年改正法附則第四十条第四項第一号及び第二号に規定する事業に関する取引は支払保証経理により、同条第五項に規定する業務に関する取引は福祉事業経理により、会員及び連合会の職員に係る共済事業並びに連合会の職員の退職年金事業に関する取引は共済経理に</p>

		<p>より、平成二十五年改正法附則の規定により支給する年金給付及び一時金に関する取引は確定給付企業年金經理により、その他の取引は業務經理</p>
<p>第七十四条第一項において準用する第四十一条の二</p>	<p>法第三十六條の三第一項第五号へ(2)</p>	<p>平成二十五年改正法附則第三十八條の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保險法第六十四條第三項において準用する平成二十五年改正法第一條の規定による改正前の厚生年金保險法第三十六條の三第一項第五号へ(2)</p>
<p>第七十四条第一項において準用する第四十一条の三</p>	<p>令第三十九條の十二第二項第一号</p>	<p>平成二十六年経過措置政令第四十九條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第五十四條第一項において準用する廃止前厚生年金基金令第三十九條の十二第二項第一号</p>
<p>令第三十九條の十二第</p>	<p>平成二十六年経過措置政令第四十九條第二項の規定によりな</p>	

	<p>一 項</p>	<p>おその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第五十四條第一項において準用する廃止前厚生年金基金令第三十九條の十二第一項</p>
<p>第七十四條第一項において準用する第四十一條の第四一項</p>	<p>年金給付等積立金の運用を</p>	<p>年金給付等積立金（平成二十五年改正法附則第六十條に規定する年金給付積立金をいう。以下同じ。）及び積立金（同條に規定する積立金をいう。以下同じ。）の運用を</p>
	<p>法第百三十六條の第三一項第五号イ</p>	<p>平成二十五年改正法附則第三十八條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保險法第百六十四條第三項において準用する改正前厚生年金保險法第百三十六條の三第一項第五号イ</p>
	<p>法第百三十六條の第三一項第五号へ(3)</p>	<p>平成二十五年改正法附則第三十八條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保險法第百六十四條第三項において改正前厚生年金保險法第百三十六條の</p>

第七十四條第 二項	第七十四條第 一項において 準用する第四 十一條の第四	第七十四條第 一項において 準用する第四 十一條の第四	第七十四條第 一項において 準用する第四 十一條の第四	第七十四條第 一項において 準用する第四 十一條の第四	第七十四條第 一項において 準用する第四 十一條の第四
法	年金給付等積立金	第四十一條の六第一項 第一号	法第三百三十六條の三第 一項第五号ニ	年金給付等積立金の運 用の	年金給付等積立金の運 用の
平成二十五年改正法附則第三十八條第一項の規定によりなお	年金給付等積立金及び積立金	第七十四條第一項において準用する第四十一條の六第一項第 一号	平成二十五年改正法附則第三十八條第一項の規定によりなお その効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六 十四條第三項において準用する改正前厚生年金保険法第三百 十六條の三第一項第五号ニ	年金給付等積立金及び積立金の運用の	三第一項第五号へ(3)

<p>一項において 準用する第四 十一条の六</p>	<p>構成割合を確認</p>	<p>その効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十四条第三項において準用する改正前厚生年金保険法</p>
<p>第七十四条第 一項において 準用する第四 十二条第一項</p>	<p>法第百三十六条の四第 一項</p>	<p>平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十四条第三項において準用する改正前厚生年金保険法第百三十六条の四第一項</p>
<p>年金給付等積立金</p>	<p>法第百三十六条の三第 一項の</p>	<p>平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十四条第三項において準用する改正前厚生年金保険法第百三十六条の三第一項の</p>
<p>法第百三十六条の三第</p>	<p>法第百三十六条の三第</p>	<p>平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなお</p>



	<p>一 項 第 一 号</p>	<p>その効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十四條第三項において準用する改正前厚生年金保険法第百三十六條の三第一項第一号</p>
<p>第七十四條第 一 項 に お い て 準 用 す る 第 四 十 二 條 第 二 項</p>	<p>法 第 百 三 十 六 條 の 三 第 一 項 第 四 号</p>	<p>平成二十五年改正法附則第三十八條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十四條第三項において準用する改正前厚生年金保険法第百三十六條の三第一項第四号</p>
<p>第七十四條第 一 項 に お い て 準 用 す る 第 四 十 二 條 第 四 項</p>	<p>法 第 百 三 十 六 條 の 四 第 三 項</p>	<p>平成二十五年改正法附則第三十八條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十四條第三項において準用する改正前厚生年金保険法第百三十六條の四第三項</p>
<p>一 項</p>	<p>法 第 百 三 十 六 條 の 四 第 一 項</p>	<p>同 條 第 一 項</p>

<p>第七十四条第 一項において 準用する第四 十三条及び第 四十四条</p>	<p>令</p>	<p>平成二十六年経過措置政令第四十九条第二項の規定によりな おその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第五 十四条第一項において準用する廃止前厚生年金基金令</p>
<p>第七十四条第 一項において 準用する第四 十七条</p>	<p>令第三十九条第一項  及び最低積立基準額の 明細を示した  未収掛金及び未収徴収 金</p>	<p>平成二十六年経過措置政令第四十九条第二項の規定によりな おその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第五 十二条の七第一項  の明細を示した書類及び支払保証経理に係る  未収徴収金</p>
<p>年金経理</p>	<p>年金経理等</p>	

<p>第七十四條第 一項において 準用する第五 十三條</p>	<p>管轄地方厚生局長等（ 当該基金の主たる事務 所の所在地を管轄する 地方厚生局長等をいう</p>	<p>厚生労働大臣</p>
<p>第七十四條第 一項において 準用する第四 十九條</p>	<p>業務経理</p>	<p>支払保証経理、福祉事業経理、共済経理又は業務経理</p>
<p>第七十四條第 一項において 準用する第四 十八條第一項 及び第二項</p>	<p>年金経理 別途積立金</p>	<p>年金経理等 それぞれ別途積立金</p>

<p>第七十四條第 一項において 準用する第五 十四條</p>	<p>加入員 管轄地方厚生局長等</p>	<p>基金中途脱退者若しくは解散基金加入員 厚生労働大臣</p>		<p>法第七十四條第一項 法第二百二十條第一項 七条において同じ。） 六十四條並びに第六十 第四項及び第五項、第 五条第一項、第二項、 。第五十四條、第五十</p>	<p>平成二十五年改正法附則第三十八條第一項の規定によりなお 平成二十五年改正法附則第三十八條第一項の規定によりなお その効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百五 十八條第一項 平成二十五年改正法附則第三十八條第一項の規定によりなお</p>
<p>第七十四條第</p>	<p>法第七十六條第一項</p>	<p>平成二十五年改正法附則第三十八條第一項の規定によりなお</p>			

<p>一項において 準用する第五</p>		<p>その効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第七十六 条第一項</p>
<p>第十五条第一項</p>	<p>事項（連合会に委託し た場合にあつては、第 二号に掲げる事項）</p>	<p>事項</p>
<p>第七十四条第 一項において 準用する第五</p>	<p>管轄地方厚生局長等</p>	<p>厚生労働大臣</p>
<p>第七十四条第 一項において 準用する第五</p>	<p>法 管轄地方厚生局長等</p>	<p>平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなお その効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第七 十六条第二項</p>

<p>第七十四條第一項において</p>	<p>法</p>	<p>平成二十五年改正法附則第三十八條第一項の規定によりなお</p>
<p>第七十四條第二項</p>	<p>二通</p>	<p>一通</p>
<p>第十五條第五項</p>		
<p>第七十四條第一項において</p>	<p>管轄地方厚生局長等</p>	<p>厚生労働大臣</p>
<p>第七十四條第二項</p>	<p>令</p>	<p>平成二十六年経過措置政令第四十九條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第五十四條第一項において準用する廃止前厚生年金基金令</p>
<p>第十五條第四項</p>	<p>管轄地方厚生局長等</p>	<p>厚生労働大臣</p>
<p>第十五條第四項</p>	<p>法</p>	<p>平成二十五年改正法附則第三十八條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十四條において準用する改正前厚生年金保険法</p>

<p>準用する第五 十六条</p>	<p>年金給付等積立金</p>	<p>その効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十四条第三項において準用する改正前厚生年金保険法</p>
<p>第七十四条第 一項において 準用する第六 十一条第一項</p>	<p>法第百三十四条</p>	<p>平成二十五年改正法附則第五十条第一項及び平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十三条</p>
<p>第七十四条第 一項において 準用する第六 十二条</p>	<p>第二十五条</p>	<p>第七十四条第一項において準用する第二十五条</p>
<p>第七十四条第 一項において</p>	<p>厚生労働大臣若しくは 地方厚生局長等</p>	<p>厚生労働大臣</p>

<p>準用する第六 十三条第一項</p>	<p>代議員会</p>	<p>評議員会</p>
<p>第七十四条第 一項において 準用する第六 十三条第二項</p>	<p>法第一百八条第二項</p>	<p>平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなお その効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百五 十六条第二項</p>
<p>第七十四条第 一項において 準用する第六 十四条の二</p>	<p>法第二百二十条の三第二 項  年金給付等積立金</p>	<p>平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなお その効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百五 十八条の三第一項  年金給付等積立金及び積立金</p>
<p>法第三百三十六条の三第 一項第四号ニ</p>	<p>法第三百三十六条の三第 一項第四号ニ</p>	<p>平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなお その効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六 十四条第三項において準用する改正前厚生年金保険法第百三</p>



	<p>法第百三十六条の三第三項第四号イ</p>	<p>十六条の三第一項第四号ニ</p> <p>平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十四条第三項において準用する改正前厚生年金保険法第百三十六条の三第一項第四号イ</p>
<p>第七十四条第一項において準用する第六十五条第一項</p>	<p>令第四十四条</p>	<p>平成二十六年経過措置政令第四十九条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第五十四条第一項において準用する廃止前厚生年金基金令第四十条</p>
<p>令第三十九条の三第二項第一号</p>	<p>廃止前厚生年金基金令第三十九条の三第二項第一号</p>	<p>法第百六十一条第一項に規定する責任準備金</p>
<p>平成二十五年改正法附則第八条に規定する責任準備金相当額</p>		

<p>第七十四条第一項において準用する第六十五条第二項及び第六十六条の二</p>	<p>令</p>	<p>平成二十六年経過措置政令第四十九条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第五十四条第一項において準用する廃止前厚生年金基金令</p>
<p>に相当する額</p>		

2 存続連合会については、改正前確定拠出年金法施行規則第十五条第一項（第十二号に係る部分に限る。）

（）、第二十一条第九号、第二十六条第一項（第五号に係る部分に限る。）、第三十条第二項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）及び第五十六条第一項（第十二号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正前確定拠出年金法施行規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第十五条第一</p>	<p>法第五十四条の二第一</p>	<p>公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保</p>
---------------	-------------------	------------------------------------

<p>項第十二号</p>	<p>項</p>	<p>險法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第三十八条第三項の規定により読み替えられた法第五十四条の二第一項</p>
<p>第二十六条第一項第五号</p>	<p>厚生年金保険法第一百四十四条の六第四項若しくは第百六十五条の三第四項又は確定給付企業年金法第一百七条の二第四項若しくは</p>	<p>平成二十五年改正法附則第五十六条第四項若しくは平成二十五年改正法附則第六十二条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下「改正前厚生年金保険法」という。）第百六十五条の三第四項又は平成二十五年改正法附則第五十九条第四項若しくは平成二十五年改正法附則第六十四条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法（以下「改正前確定給付企業年金法」という。）</p>
<p>第三十条第二</p>	<p>年金給付等積立金（厚</p>	<p>年金給付等積立金等（平成二十五年改正法附則第五十五条第</p>

項第二号

<p>生年金保険法第六十 五条第五項に規定する 年金給付等積立金</p>	<p>一項に規定する年金給付等積立金等</p>
<p>同法第六十条の二第 二項</p>	<p>平成二十五年改正法附則第四十二条第二項の規定により移換された若しくは平成二十五年改正法附則第六十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十条の二第二項</p>
<p>厚生年金基金脱退一時 金相当額</p>	<p>平成二十五年改正法附則第四十条第一項第一号に規定する基 金脱退一時金相当額</p>
<p>同法第六十一条第一 項</p>	<p>平成二十五年改正法附則第四十三条第一項若しくは平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十一条第一項</p>

	厚生年金基金の	平成二十五年改正法附則第三条第十二号に規定する厚生年金基金の
第三十条第二項第三号	確定給付企業年金法第五十九条	平成二十五年改正法附則第五十七条第一項
同法第九十一条の二第二項	平成二十五年改正法附則第四十六条第二項若しくは平成二十五年改正法附則第六十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の二第二項	
同法第九十一条の三第一項	平成二十五年改正法附則第四十七条第一項若しくは平成二十五年改正法附則第六十三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の三第一項	

(準用規定)

第四十九条 改正後確定給付企業年金法施行規則第三十条、第三十二条の二、第三十三条から第三十六条まで、第四百条の十七及び第四百条の十九の規定は存続連合会が支給する給付について、改正後確定給付企業年金法施行規則第四百条の十五、第四百条の十六、第四百条の十八及び第四百条の二十二から第四百条の二十五までの規定は存続連合会に係る移換金について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正後確定給付企業年金法施行規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十条	令第二十九条第三号	<p>公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号。以下「平成二十六年経過措置政令」という。）第五十五条において準用する令第二十九条第三号</p>
第三十二条の二	法第八十一条の二第二項又は第九十六条の二	<p>公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号</p>

---

## 十六第二項

。以下「平成二十五年改正法」という。）第四十六条第二項、第四十七条第二項、第四十八条第二項若しくは第四十九条第二項又は平成二十五年改正法附則第六十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法（以下「改正前確定給付企業年金法」という。）第九十一条の二第二項、平成二十五年改正法附則第六十三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の三第二項、平成二十五年改正法附則第六十三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の四第二項若しくは平成二十五年改正法附則第六十三条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十

---

第三十三条第	法第三十条第一項	平成二十五年改正法附則第五十条第一項及び平成二十五年改
	<p>脱退一時金相当額等</p> <p>者に事業主等が</p>	<p>者に</p> <p>脱退一時金相当額等若しくは残余財産の額（確定給付企業年金中途脱退者（同号に規定する確定給付企業年金中途脱退者をいう。以下同じ。）又は終了制度加入者等（法第八十九条第六項に規定する終了制度加入者等をいう。以下同じ。）の給付に充てる部分に限る。）</p>
	<p>脱退一時金相当額等（脱退一時金相当額又は積立金を総称する。以下この条及び次条において同じ。）</p>	<p>一条の五第二項</p> <p>確定給付企業年金脱退一時金相当額（平成二十五年改正法附則第四十条第一項第三号に規定する確定給付企業年金脱退一時金相当額をいう。以下同じ。）若しくは脱退一時金相当額（以下「脱退一時金相当額等」と総称する。）又は残余財産</p>



<p>一 項</p>		<p>正法附則第六十三條第一項から第四項までの規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一條の六</p>
<p>第三十三條第三項</p>	<p>遺族給付金</p>	<p>平成二十五年改正法附則第四十六條第三項、第四十七條第三項若しくは第四十八條第三項の存続連合会遺族給付金又は平成二十五年改正法附則第六十三條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一條の二第三項、平成二十五年改正法附則第六十三條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一條の三第三項若しくは平成二十五年改正法附則第六十三條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一條の四第三項の遺族給付金</p>

		第三十四条			
		氏名、性別、生年月日	氏名	法第四十七号	平成二十五年改正法附則第五十一条において準用する法第四十七号
前条			平成二十六年経過措置政令第五十五条において準用する令	法第四十八号第三号	平成二十五年改正法附則第五十一条において準用する法第四十八号第三号
法第四十八号第三号			氏名	十八号第三号	平成二十五年改正法附則第五十一条において準用する法第四十八号第三号
		公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第二十号。以下「平成二十六年整備省令」という。）			
		第四十九条において準用する前条			
		平成二十五年改正法附則第五十一条において準用する法第四十八号第三号			

		第三十五条	令	平成二十六年経過措置政令第五十五条において準用する令
		第三十条各号	各号	平成二十六年整備省令第四十九条において準用する第三十条各号
		第三十六条	法第三十条第一項	平成二十五年改正法附則第五十条第一項及び平成二十五年改正法附則第六十三条第一項から第四項までの規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の六
五	第四百条の十	法第九十一条の十九第一項	平成二十五年改正法附則第四十六条第一項又は平成二十五年改正法附則第六十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の二第一項	
中途脱退者	脱退一時金相当額		脱退一時金相当額等	確定給付企業年金中途脱退者

<p>第四百条の十 六第二項</p>	<p>令第六十五条の十九第 二項</p>	<p>平成二十六年経過措置政令第六十六条第二項、第四項、第六項及び第八項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十六年政令第七十三号）第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法施行令（以下「改正前確定給付企業年金法施行令」という。）第六十五条の七第二項</p>
<p>第四百条の十</p>	<p>法第九十一条の十九第一項</p>	<p>中途脱退者 脱退一時金相当額 令第六十五条の十七第 一 項</p>
<p>法第九十一条の十九第</p>	<p>平成二十五年改正法附則第四十六条第五項又は平成二十五年</p>	<p>確定給付企業年金中途脱退者 脱退一時金相当額等 改正前確定給付企業年金法施行令第六十五条の五第一項</p>

七第一項	五項	改正法附則第六十三條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一條の二第五項
第七第二項	<p>法第九十一條の二十第 五項（法第九十一條の 二十一第四項及び第九 十一條の二十二第七項</p>	<p>平成二十五年改正法附則第四十七條第五項（平成二十五年改正法附則第四十八條第四項又は第四十九條第七項において準用する場合を含む。）又は平成二十五年改正法附則第六十三條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一條の三第五項（平成二十五年改正法附則第六十三條第三項の規定によりなおその効力を</p>
<p>又は遺族給付金</p>	<p>若しくは遺族給付金又は存続連合会老齡給付金若しくは存続連合会遺族給付金</p>	<p>脱退一時金相当額</p>
<p>中途脱退者</p>	<p>脱退一時金相当額等</p>	<p>確定給付企業年金中途脱退者</p>
<p>脱退一時金相当額</p>	<p>脱退一時金相当額等</p>	

	<p>残余財産（法第九十一条の二十第一項に規定する残余財産をいう。以下同じ。）</p> <p>又は遺族給付金</p>	<p>有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の四第四項又は平成二十五年改正法附則第六十三条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の五第七項</p> <p>残余財産</p>
<p>第七第三項</p> <p>第四百四条の十</p>	<p>法第九十一条の十九第六項（法第九十一条の二十第六項、第九十一</p>	<p>平成二十五年改正法附則第四十六条第六項（平成二十五年改正法附則第四十七条第六項、第四十八条第五項又は第四十九条第七項において準用する場合を含む。）又は平成二十五年</p> <p>若しくは遺族給付金又は存続連合会老齢給付金、存続連合会障害給付金若しくは存続連合会遺族給付金</p>

<p>第百四条の十 八第一項</p>	<p>法第九十一条の二十第 一項</p>	<p>平成二十五年改正法附則第四十七条第一項又は平成二十五年改正法附則第六十三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の三</p>
	<p>条の二十一第五項及び第九十一条の二十二第八項において準用する 場合を含む。）</p>	<p>改正法附則第六十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の二第六項（平成二十五年改正法附則第六十三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の三第六項、平成二十五年改正法附則第六十三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の四第五項又は平成二十五年改正法附則第六十三条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の五第八項</p>

	同項	第一項 これらの規定
<p>第四百四條の十 八第二項</p>	<p>法第九十一條の二十一 第一項又は第九十一條 の二十二第一項の</p>	<p>平成二十五年改正法附則第四十八條第一項若しくは第四十九 條第一項又は平成二十五年改正法附則第六十三條第三項の規 定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付 企業年金法第九十一條の四第一項若しくは平成二十五年改正 法附則第六十三條第四項の規定によりなおその効力を有する ものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一條の五第一 項の</p>
<p>第九十一條の二十第二 項</p>	<p>平成二十五年改正法附則第四十七條第一項又は平成二十五年 改正法附則第六十三條第二項の規定によりなおその効力を有 するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一條の三 第一項</p>	



	<p>「第九十一条の二十一 第一項又は第九十一条 の二十二第一項」と、 「同項」とあるのは「 これらの規定</p>	<p>、「平成二十五年改正法附則第四十八条第一項若しくは第四 十九条第一項又は平成二十五年改正法附則第六十三条第三項 の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定 給付企業年金法第九十一条の四第一項若しくは平成二十五年 改正法附則第六十三条第四項の規定によりなおその効力を有 するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の五 第一項</p>
<p>第百四条の十 九第一項及び 第二項</p>	<p>障害給付金</p>	<p>障害給付金及び存続連合会障害給付金</p>
<p>第百四条の十 九第三項</p>	<p>法第九十一条の二十二 第三項又は第五項の遺 族給付金</p>	<p>平成二十五年改正法附則第四十九条第三項若しくは第五項又 は平成二十五年改正法附則第六十三条第四項の規定によりな おその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法</p>

		第九十一条の五第三項若しくは第五項の存続連合会遺族給付金又は遺族給付金
法第九十一条の二十二	第三項の遺族給付金	平成二十五年改正法附則第四十九条第三項又は平成二十五年改正法附則第六十三条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の五第三項の存続連合会遺族給付金又は遺族給付金
法第九十一条の二十二	第五項の遺族給付金	平成二十五年改正法附則第四十九条第五項又は平成二十五年改正法附則第六十三条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の五第五項の存続連合会遺族給付金又は遺族給付金
法第九十一条の二十二	第六項	平成二十五年改正法附則第四十九条第六項又は平成二十五年改正法附則第六十三条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の五

	法第四十八条第三号	第六項 改正前確定給付企業年金法第四十八条第三号
第四百条の二 第十二第一項	法第九十一条の二十六 第一項	平成二十五年改正法附則第五十五条第一項若しくは第五十八条第一項又は平成二十五年改正法附則第六十四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十五条の四第一項
積立金の移換		年金給付等積立金等（平成二十五年改正法附則第五十五条第一項に規定する年金給付等積立金等をいう。）又は積立金（以下「積立金」と総称する。）の移換
中途脱退者等（同項に規定する中途脱退者等をいう。以下同じ	中途脱退者等（同項に規定する中途脱退者等をいう。以下同じ	老齢基金中途脱退者等（同項に規定する老齢基金中途脱退者等をいう。）若しくは老齢確定給付企業年金中途脱退者等（平成二十五年改正法附則第五十七条第一項に規定する老齢確定給付企業年金中途脱退者等をいう。）又は中途脱退者等（

		<p>平成二十五年改正法附則第六十四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十五条の四第一項に規定する中途脱退者等をいう。）（以下「中途脱退者等」と総称する</p>
<p>第四百四条の二 第十二第二項</p>	<p>法第九十一条の二十六 第五項</p>	<p>平成二十五年改正法附則第五十五条第五項若しくは第五十八条第一項又は平成二十五年改正法附則第六十四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十五条の四第五項</p>
<p>第四百四条の二</p>	<p>令第六十五条の二十一</p>	<p>平成二十六年経過措置政令第六十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法施行令第八十八条の三第二項</p>
<p>第十三第一項</p>	<p>法第九十一条の二十七 第一項</p>	<p>平成二十五年改正法附則第五十六条第一項若しくは第五十七条第一項又は平成二十五年改正法附則第六十四条第三項の規</p>

	<p>第四百条の二 法第九十一条の二十七</p>	<p>定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付 企業年金法第百十七条の三第一項</p>
<p>第十三第二項</p>	<p>第四項</p>	<p>平成二十五年改正法附則第五十六条第四項又は平成二十五年 改正法附則第六十四条第三項の規定によりなおその効力を有 するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十七条の三 第四項</p>
<p>第四百条の二 十四</p>	<p>第九十一条の二十六第 二項又は第九十一条の 二十七第二項</p>	<p>平成二十五年改正法附則第五十五条第二項、第五十六条第二 項、第五十八条第二項若しくは第五十九条第二項又は平成二 十五年改正法附則第六十四条第一項の規定によりなおその効 力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十五 条の四第二項若しくは平成二十五年改正法附則第六十四条第 三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前 確定給付企業年金法第百十七条の三第二項</p>

	脱退一時金相当額	基金脱退一時金相当額若しくは脱退一時金相当額等
<p>第一百四条の二 十五</p>	<p>令第六十五条の二十一</p>	<p>平成二十六年経過措置政令第六十二条第三項及び平成二十六年経過措置政令第六十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法施行令第十八条の三第二項</p>

(解散基金加入員に係る老齢年金給付又は存続連合会老齢年金給付の確保事業等の認可の申請)

第五十条 平成二十五年改正法附則第四十条第四項ただし書の規定による認可の申請は、拠出金等の額その他事業の概要を記載した申請書を厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。

2 前項の申請書には、拠出金等の算出の基礎を示した書類を添えなければならない。

(存続厚生年金基金から存続連合会への基金中途脱退者に係る基金脱退一時金相当額の移換の申出)

第五十一条 平成二十五年改正法附則第四十二条第一項の規定による存続厚生年金基金から存続連合会への

基金中途脱退者(平成二十五年改正法附則第四十条第一項第一号に規定する基金中途脱退者をいう。以下同じ。)に係る基金脱退一時金相当額(同号に規定する基金脱退一時金相当額をいう。以下同じ。)の移

換の申出は、基金中途脱退者に係る次の各号に掲げる事項を記載した申出書又はこれらの事項を記録した磁気ディスクを、存続連合会に提出することによって行うものとする。

一 氏名、性別、生年月日、住所及び基礎年金番号

二 平成二十五年改正法附則第四十二条第一項の規定により移換を申し出る基金脱退一時金相当額及びその算定の基礎となった期間

三 加入員の資格の取得及び喪失の年月日

四 平成十五年四月一日前の加入員たる被保険者であった期間の報酬標準給与の月額及び被保険者の種別ごとの当該加入員たる被保険者であった期間の標準報酬月額

五 平成十五年四月一日以後の加入員たる被保険者であった期間の報酬標準給与の月額及び賞与標準給与の額並びに被保険者の種別ごとの当該加入員たる被保険者であった期間の標準報酬月額及び標準賞与額（解散基金加入員に分配すべき残余財産の交付の申出等）

第五十二条 平成二十五年改正法附則第四十三条第一項又は平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十一条第四項の規定による申出

は、当該解散基金加入員に係る次の各号に掲げる事項を記載した申出書又はこれらの事項を記録した磁気ディスクを、存続連合会に提出することによって行うものとする。

一 氏名、性別、生年月日、住所及び基礎年金番号

二 平成二十五年改正法附則第四十三条第一項又は平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十一条第四項の規定により移換又は交付を申し出る残余財産の額

三 解散基金加入員の資格の取得及び喪失の年月日

四 平成十五年四月一日前の加入員たる被保険者であった期間の報酬標準給与の月額及び被保険者の種別ごとの当該加入員たる被保険者であった期間の標準報酬月額

五 平成十五年四月一日以後の加入員たる被保険者であった期間の報酬標準給与の月額及び賞与標準給与の額並びに被保険者の種別ごとの当該加入員たる被保険者であった期間の標準報酬月額及び標準賞与額

2 前項の規定は、平成二十五年改正法附則第四十四条第一項及び平成二十五年改正法附則第六十一条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十二条第一項の規定によ



る申出について準用する。この場合において、前項中「解散基金加入員」とあるのは、「改正前厚生年金保険法第四百七十七条第四項又は平成二十五年改正法附則第三十四条第四項に規定する者」と読み替えるものとする。

（給付の算定に関する基準）

第五十三条 平成二十六年経過措置政令第五十三条の規定、平成二十六年経過措置政令第六十四条第四項、第六項若しくは第八項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第五十二条の二の規定又は平成二十六年経過措置政令第六十六条第二項、第四項、第六項若しくは第八項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法施行令第六十五条の二の規定による給付額の算定に当たって用いられる予定利率及び予定死亡率は、年金給付等積立金（平成二十五年改正法附則第六十条に規定する年金給付等積立金をいう。以下同じ。）又は積立金（平成二十五年改正法附則第六十条に規定する積立金をいう。第六十一条において同じ。）の運用収益及び存続連合会が給付の支給に関する義務を負っている基金中途脱退者、解散基金加入員等、確定給付企業年金中途脱退者（平成二十五年改正法附則第四十条第一項第三号に規定する確定給付企業年金中途脱退者をいう。以下同じ。）又は終了

制度加入者等（改正後確定給付企業年金法第八十九条第六項に規定する終了制度加入者等をいう。）の死亡の状況に係る予測に基づき合理的に定めたものでなければならぬ。

（中途脱退者等への説明義務）

第五十四条 平成二十六年経過措置政令第五十九条の規定により存続連合会が基金中途脱退者又は確定給付企業年金中途脱退者に基金脱退一時金相当額又は確定給付企業年金脱退一時金相当額（平成二十五年改正法附則第四十条第一項第三号に規定する確定給付企業年金脱退一時金相当額をいう。以下同じ。）の移換に關して必要な事項については説明するときは、平成二十六年経過措置政令第五十六条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による基金脱退一時金相当額又は確定給付企業年金脱退一時金相当額の移換の申出の期限及び当該申出の手續その他基金脱退一時金相当額又は確定給付企業年金脱退一時金相当額の移換に係る判断に資する必要な事項を説明しなければならない。

（存続連合会から存続厚生年金基金への積立金の移換の申出等）

第五十五条 平成二十五年改正法附則第五十七条第一項又は平成二十五年改正法附則第六十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十五条の五第一項の規定によ

る積立金（平成二十五年改正法附則第五十七条第一項に規定する積立金をいう。以下この条から第五十七条までにおいて同じ。）の移換の申出は、当該老齢確定給付企業年金中途脱退者等（平成二十五年改正法附則第五十七条第一項に規定する老齢確定給付企業年金中途脱退者等をいう。以下同じ。）に係る次の各号に掲げる事項を記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスクを、存続厚生年金基金に提出することによって行うものとする。

一 氏名、性別、生年月日及び基礎年金番号

二 積立金の額

三 算定基礎期間等（改正後確定給付企業年金法施行規則第百四条の二十二第一項第三号に規定する算定基礎期間等をいう。）

2 平成二十五年改正法附則第五十七条第五項又は平成二十五年改正法附則第六十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正後確定給付企業年金法第百十五条の五第五項の規定による通知は、次の各号に掲げる事項を記載した通知書を当該老齢確定給付企業年金中途脱退者等に送付することによって行うものとする。

一 存続厚生年金基金が積立金の移換を受けた年月日及びその額

二 平成二十六年経過措置政令第六十二条第二項又は平成二十六年経過措置政令第六十七条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法施行令第八十八条の三第一項の規定により当該老齢確定給付企業年金中途脱退者等に支給する老齢年金給付の額の算定の基礎として用いられる期間

(存続連合会から存続厚生年金基金への移換する積立金の額)

第五十六条 存続連合会が平成二十五年改正法附則第五十七条第二項又は平成二十五年改正法附則第六十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十五条の五第二項の規定により存続厚生年金基金に移換する積立金の額は次の各号に掲げる額のいずれか高い額とする。

一 存続連合会の規約で定める方法により計算した額

二 存続連合会が移換を受けた当該老齢確定給付企業年金中途脱退者等に係る確定給付企業年金脱退一時金相当額または残余財産(当該老齢確定給付企業年金中途脱退者等に給付に充てる部分に限る。)

(脱退一時金相当額の算定の基礎となった期間等の一部を老齢年金給付の額の算定の基礎として用いる際

等の算定方法)

第五十七条 平成二十六年経過措置政令第六十二条第二項又は平成二十六年経過措置政令第六十七条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法施行令第八十八条の三第一項の規定により、平成二十六年経過措置政令第六十二条第二項第二号又は平成二十六年経過措置政令第六十条七条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法施行令第八十八条の三第一項第二号に掲げる期間（以下この条において「算定基礎期間等」という。）を当該老齢確定給付企業年金中途脱退者等に支給する老齢年金給付の額の算定の基礎として用いるときは、次の各号に掲げる要件を満たす算定方法によらなければならない。

- 一 存続厚生年金基金の規約に照らして当該移換された積立金の額の算定の基礎となる期間を算定すること。ただし、算定された期間が算定基礎期間等を超える場合にあつては、当該算定基礎期間等とするにと。
- 二 算定基礎期間等を合算しないこととする場合にあつては、存続厚生年金基金の加入員であつた期間が一年未満である者に限り、その旨を規約で定めること。

三 その他当該老齢確定給付企業年金中途脱退者等について不当に差別的なものでなく合理的な計算方法であると認められること。

(存続連合会に係る責任準備金相当額の一部の物納)

第五十八条 平成二十五年改正法附則第六十七条又は第七十三条の規定により存続連合会が改正前確定給付企業年金法第百十四条の規定の例により物納をする場合においては、存続連合会を解散厚生年金基金等(改正前確定給付企業年金法第百十三条第一項に規定する解散厚生年金基金等をいう。)とみなして、改正前確定給付企業年金法施行規則第三百三十一条から第三百三十四条までの規定の例による。

(解散に伴う事務の引継ぎ等)

第五十九条 存続連合会が解散したときは、清算人は、遅滞なく、解散した日において存続連合会が給付の支給の義務を負っている者につき、次の各号に掲げる事項を記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスクを、機構に提出しなければならない。

- 一 氏名、性別、生年月日及び基礎年金番号
- 二 存続連合会が給付の支給の義務を負っている者の資格の取得及び喪失の年月日

三 平成二十五年改正法附則第七十二条において準用する平成二十五年改正法附則第八条の規定により政府が徴収する額

2 前項の規定は、平成二十五年改正法附則第六十五条第一項の規定による認可を受けた場合について準用する。この場合において、前項中「解散した」とあるのは「平成二十五年改正法附則第六十五条第一項の規定による認可を受けた」と、「清算人」とあるのは「存続連合会」と、「附則第七十二条において準用する平成二十五年改正法附則第八条」とあるのは「附則第六十六条」と読み替えるものとする。

(年金数理人の要件に関する経過措置)

第六十条 改正後確定給付企業年金法施行規則第一百六条の二第一項の規定は、平成二十五年改正法附則第五条第一項又は第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第七百七十六条の二第二項の厚生労働省令で定める要件について準用する。

(平成二十五年改正法附則第七十五条第二項の年金たる給付又は一時金たる給付の算定に関する基準)

第六十一条 平成二十六年経過措置政令第七十三条の規定による年金たる給付若しくは一時金たる給付の額の算定に当たって用いられる予定利率及び予定死亡率は、年金給付等積立金又は積立金の運用収益及び連

合会が年金たる給付若しくは一時金たる給付の支給に関する義務を負っている基金中途脱退者等（平成二十五年改正法附則第七十条第二項に規定する基金中途脱退者等をいう。）の死亡の状況に係る予測に基づき合理的に定めたものでなければならない。

（準用規定）

第六十二条 改正後確定給付企業年金法施行規則第三十条、第三十三条第一項及び第三十四条から第三十六条までの規定は、連合会が支給する平成二十五年改正法附則第七十五条第二項の年金たる給付又は一時金たる給付について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正後確定給付企業年金法施行規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十条	令第二十九条第三号
公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号。以下「平成二十六年経過措置政令」という。）第七十四条第二項において準用する令第二十九条第三号	



第三十三条第一項	法第三十条第一項	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第七十六条第一項
第三十四条及び第三十五条	令	平成二十六年経過措置政令第七十四条第二項において準用する令
第三十六条	法第三十条第一項	平成二十五年改正法附則第七十六条第一項

（平成二十五年改正法附則第七十八条の規定により連合会の業務が行われる場合における改正後確定給付企業年金法施行規則の適用）

第六十三条 平成二十五年改正法附則第七十八条の規定により連合会の業務が行われる場合における次の表の上欄に掲げる改正後確定給付企業年金法施行規則の規定の適用については、同欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第百四条の三	一時金に	一時金（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十
--------	------	--

		<p>三号。以下「平成二十五年改正法」という。）の規定により連合会が支給する年金たる給付及び一時金たる給付を含む。以下同じ。）に</p>
<p>第四百条の五 第二号</p>	<p>積立金の運用</p>	<p>積立金（平成二十五年改正法の規定により連合会が積み立てるべき積立金を含む。以下同じ。）の運用</p>
<p>第四百条の六 第一項</p>	<p>第九十一条の十八第 四項ただし書</p>	<p>第九十一条の十八第四項ただし書及び平成二十五年改正法附則第七十八条第二項</p>
<p>第四百条の十 第一号</p>	<p>業務内容</p>	<p>業務（平成二十五年改正法の規定により連合会が行う業務を含む。以下同じ。）の内容</p>
<p>第四百条の二 十一において</p>	<p>年金経理</p>	<p>厚生年金基金基本年金経理、厚生年金基金加算年金経理及び確定給付企業年金経理（以下単に「年金経理」という。）</p>
<p>準用する第百 十条第三項</p>	<p>及び業務経理</p>	<p>並びに業務経理</p>

(平成二十六年経過措置政令第七十八条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法施行令第四条の二第一号に規定する厚生労働省令で定める期間等)

第六十四条 次の各号に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める期間は、二十四月とする。

一 平成二十六年経過措置政令第七十八条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法施行令(昭和二十九年政令第一百十号)第四条の二第一号

二 平成二十六年経過措置政令第七十八条第二項の規定により読み替えられた健康保険法施行令(大正十五年勅令第二百四十三号)第六十三条第三号

三 平成二十六年経過措置政令第七十八条第二項の規定により読み替えられた船員保険法施行令(昭和二十八年政令第二百四十号)第三十四条第三号

四 平成二十六年経過措置政令第七十八条第二項の規定により読み替えられた厚生年金保険法施行令第四条の二第三号

五 平成二十六年経過措置政令第七十八条第二項の規定により読み替えられた児童手当法施行令(昭和四十六年政令第二百八十一号)第七条の八第二項第三号

六 平成二十六年経過措置政令第七十八条第二項の規定により読み替えられた厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行令（平成十九年政令第三百八十二号）第三条第二号

2 平成二十六年経過措置政令第七十八条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法施行令第四条の二第三号に規定する厚生労働省令で定める金額は、一億円とする。

3 平成二十六年経過措置政令第七十八条第二項に規定する厚生労働省令で定める徴収金は、次の各号に掲げる徴収金とする。

一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第五十八条第一項、第七十四条第二項及び第九十九条第二項（同法第四百九十九条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による徴収金

二 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第四十七条、第五十五条第二項及び第七十一条第二項（同法第七十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定による徴収金

（機構への事務の委託）

第六十五条 平成二十六年経過措置政令第八十一条第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める事務は、

次の各号に掲げる事務とする。

一 平成二十五年改正法附則第十三条第一項（同項の規定により政府が当該自主解散型基金の設立事業所の事業主から徴収するものに限る。）、第二十二條第一項（同項の規定により政府が当該清算型基金の設立事業所の事業主から徴収するものに限る。）及び第三十一條第一項の規定による徴収金又は平成二十五年改正法附則第十六條第一項（平成二十五年改正法附則第二十三條及び第三十二條において準用する場合を含む。）の規定による加算金の徴収に係る事務（平成二十五年改正法附則第八十二條第二項の規定によりみなして適用する改正後厚生年金保険法第八十六條第一項の規定による督促、同條第二項の規定による督促状の発行及び平成二十五年改正法附則第八十二條第二項の規定によりみなして適用する改正後厚生年金保険法第百條の十一第一項の規定による機構が行う収納の権限を行使する事務並びに平成二十五年改正法附則第八十二條第二項の規定によりみなして適用する改正後厚生年金保険法第百條の四第一項第二十八号から第三十一号までに掲げる権限を行使する事務並びに平成二十五年改正法附則第八十二條第二項の規定によりみなして適用する改正後厚生年金保険法第百條の十第一項第三十一号及び第三十三号に掲げる事務を除く。）

二 平成二十五年改正法附則第十四條（平成二十五年改正法附則第二十三條及び第三十二條において準用

する場合を含む。)の規定による納付計画の変更に係る事務(納付計画の変更の承認及び平成二十五年改正法附則第十四条第五項(平成二十五年改正法附則第二十三条及び第三十二条において準用する場合を含む。))の規定による納付の猶予並びに第二十五条第二項の規定による自主解散型納付計画等の変更の承認に係る事務を除く。)及び平成二十五年改正法附則第十五条(平成二十五年改正法附則第二十三条及び第三十二条において準用する場合を含む。))の規定による納付計画の承認の取消しに係る事務(納付計画の承認の取消し及び平成二十五年改正法附則第十五条第二項(平成二十五年改正法附則第二十三条及び第三十二条において準用する場合を含む。))の規定による納付の猶予の取消しを除く。)

三 平成二十五年改正法附則第五条第一項又は第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第七十三条の二の規定による情報の提供に係る事務(当該情報の提供を除く。)

四 平成二十五年改正法附則第六十九条第二項に規定する責任準備金相当額の徴収のために必要な事務及び厚生年金保険の管掌者たる政府が支給する年金たる給付の支給に係る事務(当該徴収及び当該支給に係る決定並びに平成二十六年経過措置政令第七十一条第三項各号に掲げる事務を除く。)

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この省令は、平成二十五年改正法の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。

### (様式に関する経過措置)

第二条 廃止前厚生年金基金規則別記様式による証明書については、当分の間、なお従前の例による。

2 この省令の施行の際現に改正前確定給付企業年金法施行規則様式第三号により使用されている証明書については、当分の間、改正後確定給付企業年金法施行規則様式第三号による証明書とみなす。

(厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第三条 存続厚生年金基金については、第八条の規定による改正前の厚生年金保険の保険給付及び保険料の

納付の特例等に関する法律施行規則（以下この条において「改正前厚生年金特例法施行規則」という。）

第八条から第十三条まで及び第十九条（第二号に係る部分を除く。）の規定並びに改正前厚生年金特例法

施行規則第十三条において準用する改正前厚生年金特例法施行規則第七条の規定は、平成二十五年改正法

附則第四百四十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法附則第四百四

十条の規定による改正前の厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第三百三十一号。次項において「改正前厚生年金特例法」という。）第四条から第六条まで及び第十条の規定を適用する場合について、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正前厚生年金特例法施行規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第八条各号列記 以外の部分</p>	<p>法</p>	<p>公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第四百一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法附則第四百十条の規定による改正前の厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「改正前厚生年金特例法」という。）</p>
<p>第八条第一号</p>	<p>法第四条第一項</p>	<p>平成二十五年改正法附則第四百一条第一項の規定によ</p>



	<p>りなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金特 例法第四条第一項</p>
<p>厚生年金保険法</p>	<p>平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなお その効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一 条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下この号に おいて「改正前厚生年金保険法」という。）</p>
<p>同法</p>	<p>改正前厚生年金保険法</p>
<p>厚生年金基金令</p>	<p>公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年 金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置 に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）第三条第 二項の規定によりなおその効力を有するものとされた公 的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金 保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の</p>

		<p>整備等に関する政令（平成二十六年政令第七十三号）第一条の規定による廃止前の厚生年金基金令</p>
<p>第八条第二号</p>	<p>法</p>	<p>平成二十五年改正法附則第四百一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金特 例法</p>
<p>第九条</p>	<p>法</p>	<p>平成二十五年改正法附則第四百一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金特 例法</p>
	<p>厚生年金基金</p>	<p>平成二十五年改正法附則第三条第十号に規定する存続 厚生年金基金</p>
<p>第十条から第十二条まで</p>	<p>法</p>	<p>平成二十五年改正法附則第四百一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金特 例法</p>

第十九条（第二号に係る部分を除く。）	法第十条	平成二十五年改正法附則第四百一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金特例法第十条
--------------------	------	--

2 存続連合会については、改正前厚生年金特例法施行規則第十四条から第十八条まで及び第十九条（第一号に係る部分を除く。）の規定、改正前厚生年金特例法施行規則第十八条第一項において準用する改正前厚生年金特例法施行規則第七条の規定並びに改正前厚生年金特例法施行規則第十八条第二項において準用する改正前厚生年金特例法施行規則第九条の規定は、平成二十五年改正法附則第四百一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金特例法第七条から第九条まで及び第十九条の規定を適用する場合について、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正前厚生年金特例法施行規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十四条各号列記以外の部分	法	<p>公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則</p>
---------------	---	--

	第十四条第一号	
	法第七条第一項	厚生年金保険法
<p>第四百四十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法附則第四百四十条の規定による改正前の厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「改正前厚生年金特例法」という。）</p>	<p>平成二十五年改正法附則第四百四十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金特例法第七条第一項</p>	<p>平成二十五年改正法附則第六十一条第一項から第四項までの規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下この号において「改正前厚生年金保険法」という。）</p>

第十四条第二号	同法	改正前厚生年金保険法
第十四条第二号	法	平成二十五年改正法附則第四百一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金特例法
に規定する解散した基金	当該	に規定する解散した平成二十五年改正法附則第三条第十二号に規定する厚生年金基金（以下「基金」という。）
当該	当該	改正前厚生年金特例法第五条第一項に規定する対象設立事業主をいい、当該
第十五条	法	平成二十五年改正法附則第四百一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金特例法
第十六条	法	平成二十五年改正法附則第四百一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金特

	企業年金連合会	例法 平成二十五年改正法附則第三条第十二号に規定する存続 連合会
第十七条及び第十八条第二項	法	平成二十五年改正法附則第四百一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金特 例法
第十九条（第一号に係る部分を除く。）	法第十条	平成二十五年改正法附則第四百一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金特 例法第十条

（厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正に伴う経過措置）

第四条 存続厚生年金基金については、第十三条の規定による改正前の厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の規定は、なおその

効力を有する。